

長門南部町会
地区防災計画
(水害対策編)

平成 30 年 3 月

長門南部町会

目 次

1. 地区防災計画とは	1
1.1 地区防災計画の目的と位置づけ	1
1.2 地区防災計画の対象、範囲等	3
1.3 地区防災計画の構成	4
1.4 実践と検証	5
2. 地区特性	6
2.1 地区の成り立ちと現況	6
2.2 災害履歴	14
2.3 被害想定（洪水ハザードマップ）	16
3. 水害準備行動の対応シナリオ	21
3.1 水害準備行動の対応シナリオ	21
3.2 地区防災マップ	28
3.3 第18地区町会・自治会 コミュニティ・タイムライン	30
3.4 地区の課題と対応策	35
4. 町会における平時の備え	38
4.1 事前対策リスト	38
4.2 体制づくり	40
※ 様式・資料編	42
資料1 様式集	43
参考様式1 緊急時連絡先一覧表	43
参考様式2 備蓄品リスト	44
参考様式3 町会・自治会 年間スケジュール	45
参考様式4 防災区民組織名簿	46
資料2 足立区の水害対策タイムライン(中川・綾瀬川等の氾濫を対象とするタイムライン)	47
資料3 荒川下流タイムライン（拡大試行版）概要 [国土交通省荒川下流河川事務所]	48
資料4 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災ナビ」	49
資料5 A-メール（足立区メール配信サービス）	49
資料6 あだち安心電話	50

1. 地区防災計画とは

1.1 地区防災計画の目的と位置づけ

1) 地区防災計画の目的

私たちの住む地域は、荒川や中川に囲まれ、標高が低く、洪水による水害などの危険性が高い地区です。また、過去にカスリーン台風などによる大規模な浸水も経験し、平成29年度には台風21号により避難勧告も出されました。

これまでの水害や大災害（東日本大震災、熊本地震等）では、地域住民自らによる「自助」、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たしました。

第18地区ではこれまで、平成27年11月に水害対策委員会が立ち上げられ、地域として水害への対応を図るため、第18地区コミュニティ・タイムライン等が検討されてきました。今回、さらに町会・自治会単位で、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区の被害を軽減することを目的に、地区特性や地区防災マップを盛り込んだ「長門南部町会 地区防災計画（水害対策編）」を策定しました。地区防災計画のねらいは次のとおりです。

【地区防災計画のねらい】

地区防災計画は、災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を、地区に居住する者がみんなでつくる計画です。

なお、地区防災計画においては計画策定後も、河川の被害想定や第18地区コミュニティ・タイムライン等の変化・変更を踏まえて、見直しや更新を行っていく考えです。

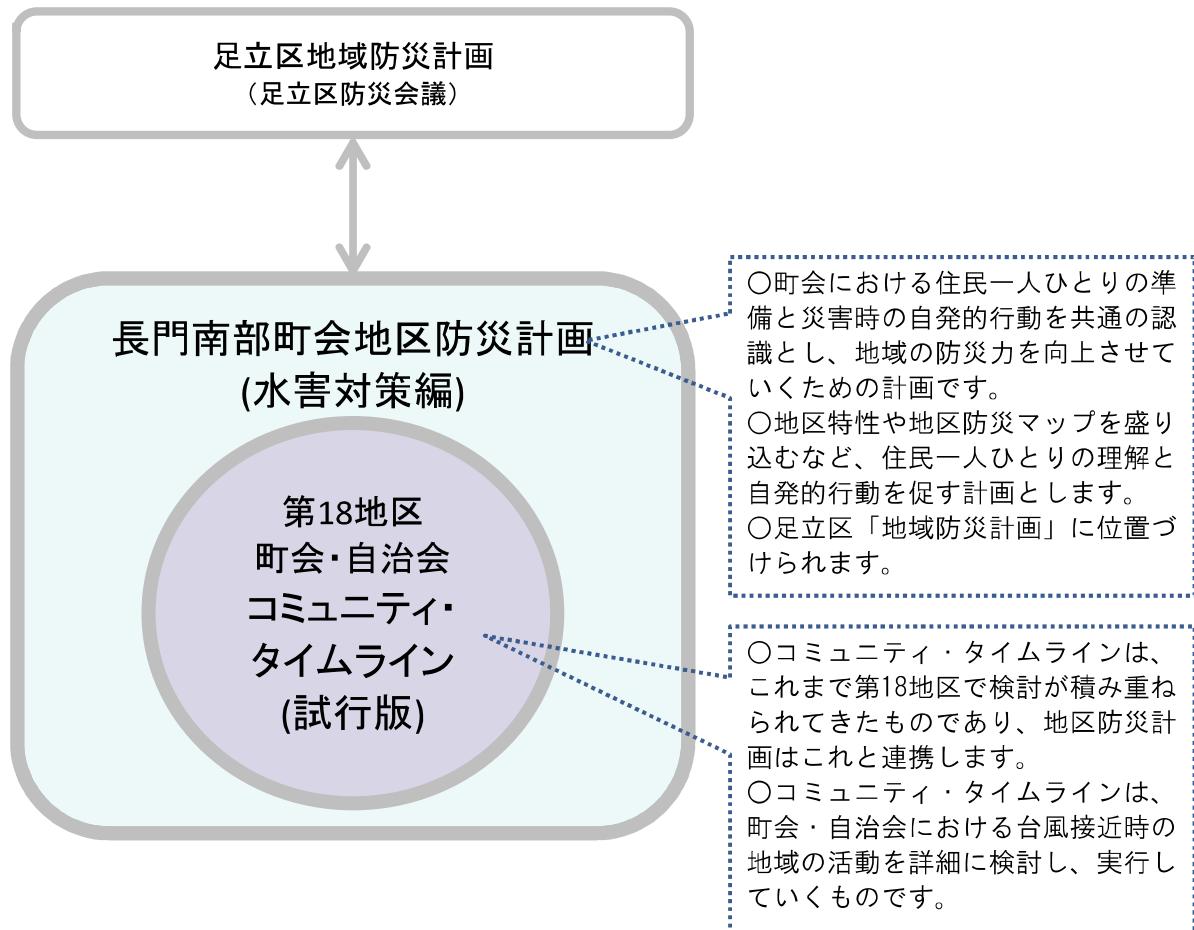
2) 地区防災計画の位置づけ

地区防災計画は、地区の特性と想定される災害、防災訓練、物資及び資器材の備蓄、地区居住者等の相互の支援について記載すべきとされています。他にも、活動目標や長期的な活動予定等を定めておくと有効とされています。

当地区では、すでに水害対策委員会等で、地区特性や過去の水害及び被害想定ならびに応急対策における活動手順についても検討を進めていますが、ここで一度、地区防災計画に整理して掲載し、今後の更なる検討や地域住民一人ひとりへの啓発に資することとします。

水害における地域の活動手順や役割分担の詳細計画である第18地区コミュニティ・タイムラインは、今後も引き続き水害対策委員会で検討を進め、訓練や応急対策に必要な資器材や物品（様式などの書類を含む）、区や防災関係機関との連携などについて地区防災計画へ反映・追加し、地域防災力の検討・成果を積み重ねていくこととします。

■本計画の位置づけ



1.2 地区防災計画の対象、範囲等

1) 地区防災計画の対象とする災害

この防災計画では、水害が発生した際の対応を基本としています。

本地区の災害では、水害のほかに、地震などが想定され、これらの災害については別に検討します。

2) 対象とする範囲

対象とする範囲は、長門南部町会とします。

なお、水害は広い範囲で生じるため、第 18 地区全体で考えることが必要であると同時に、住民一人ひとりが自覚を持った行動を理解し、実行することを目指して、本計画は、地域に住む人に身近な町会・自治会単位の計画としています。

3) 本計画の対象者

本計画は、長門南部町会の居住者、事業者など町会内にいる人すべて（以下、「地区居住者等」といいます。）が対象です。

なお、対象者の中には、町会に未加入の人、外部からの訪問者も含まれますが、今回の計画では、主として町会加入者の住民の方を対象としています。

4) 本計画の対象時期

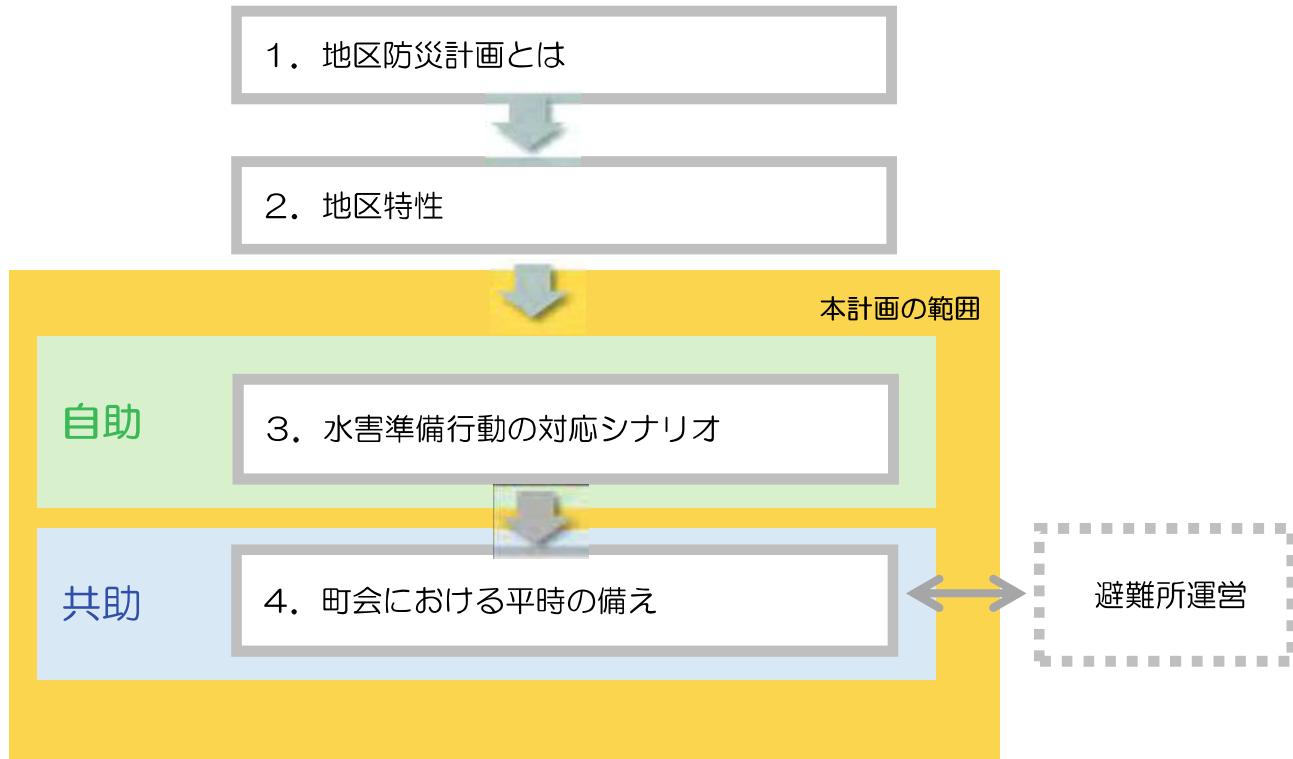
本計画は、水害の懸念がある準備段階から、洪水発生後の救助支援時までを対象としています。大規模な洪水後は、行政などの支援が未だ届かない時点であり、私たちが自らの命を守り、町会としての絆を發揮することが重要です。

1.3 地区防災計画の構成

本計画では、住民一人ひとりが自覚を持った行動を理解する前提条件として、第1章で「地区防災計画とは」何かを、第2章で「地区特性」を整理しています。

また、第3章で地域住民自らによる「自助」、すなわち、水害が発生した場合にどこに、どのように避難するかを整理するとともに、当町会の地区防災マップを作成しました。第4章では町会及び地区住民等において進めるべき「共助」の考え方、平常時において準備しておく事項等を記載しました。

■本計画の構成

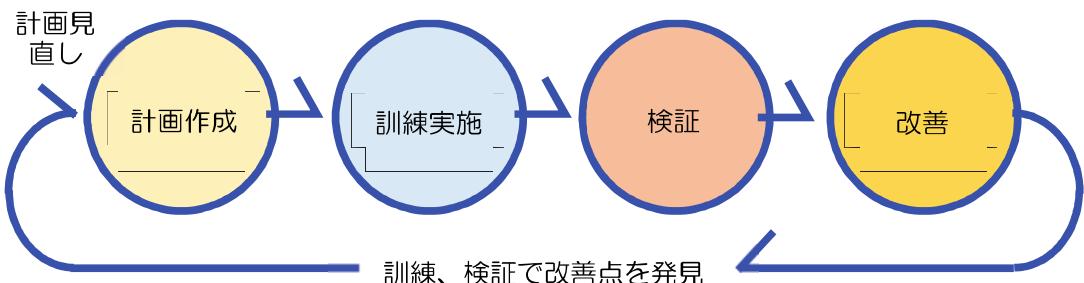


注) 本計画では、水害が予想される場合の準備行動から、避難するまでの考え方や手順を整理し、避難所を設置したのちの避難所運営は、他の計画（避難所マニュアル等）に従うこととします。

1.4 実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

実践と検証の流れ



実践

計画に基づいた防災訓練を行います。

防災訓練

避難時の訓練	避難後の訓練	応急訓練
<ul style="list-style-type: none">○避難訓練○避難所・避難路・避難場所等の確認○避難経路上の危険箇所の確認○要配慮者の把握	<ul style="list-style-type: none">○避難所開設訓練○避難所運営訓練 (給食・給水、情報の収集・共有・伝達、物資配給対応等)	<ul style="list-style-type: none">○浸水対策訓練○救急応急措置訓練 (心肺蘇生法・AED講習等)○防災資機材取扱訓練

※訓練は、区や消防団、各種団体や地元企業等と連携したものにすると、より実効性が高まると考えています。

検証

防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善します。

- 活動の対象範囲や活動体制(役割分担)を変える必要はないか
- 地区における重要なことに変化はないか

- 長期的な活動予定に変更はないか
- 実際の活動が実体のあるものになっているか
- 防災訓練、備蓄等の事前対策、教育・研修等が十分に行われているか

実践と検証を通じて、計画の実効性を確保します。
必要に応じて、計画の見直し、追加等を行います。

見直した場合は、町会を通じて区に報告するとともに、
説明会やチラシ等により地区住民等の皆さんに報告します。

2. 地区特性

2.1 地区の成り立ちと現況

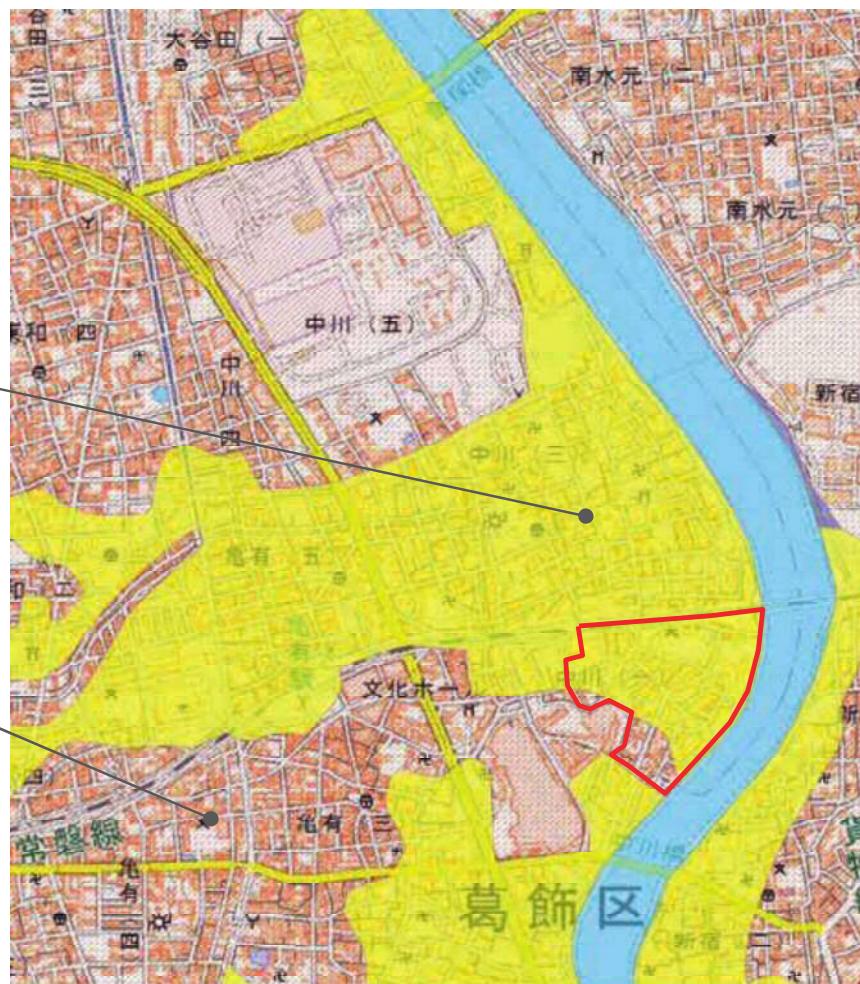
1) 地形

荒川と隅田川の過去幾度かの氾濫によってつくられた盛土地・埋立地（荒川氾濫低地）が分布し、所々にまわりよりもわずかに高い自然堤防が形成されています。

■土地条件図

自然堤防
(洪水時に運ばれた砂等が、流路沿いに堆積してできた微高地)

盛土地・埋立地
(低地に土を盛って造成した平坦地や、水部を埋めた平坦地)



出典：国土地理院「数値地図 25000 (土地条件)」

2) 人口・世帯数

中川一丁目の人団・世帯数は、人口 3,225 人、1,433 世帯となっています。（住民基本台帳、平成 29 年 1 月 1 日現在）

また、人口及び世帯数の推移を最近 5 年間で見ると、人口は概ね横ばいで推移しています。世帯数は平成 28 年まで概ね横ばいで推移していましたが、平成 29 年は増加が見られます。

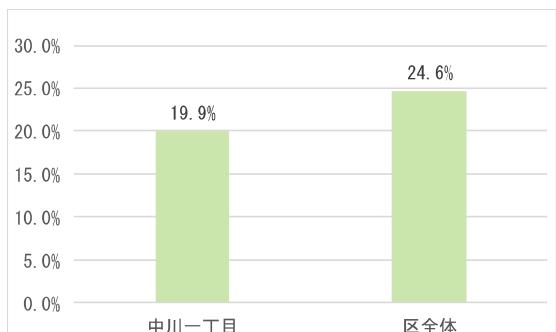
■人口・世帯数の推移（住民基本台帳人口）



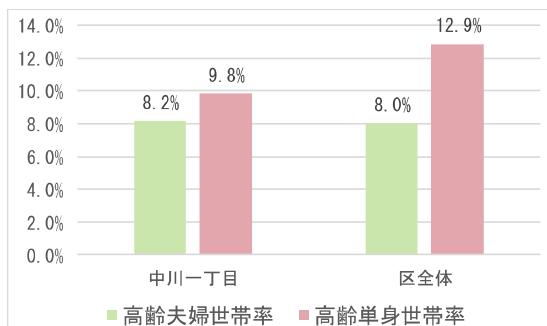
3) 高齢化（65 歳以上の人団）の状況

中川一丁目の高齢化率（平成 27 年）は、19.9% であり、区全体の値より低い水準にあります。また、高齢夫婦世帯の割合は 8.2% であり、区全体と概ね同水準にあります。高齢単身世帯の割合は 9.8% であり、区全体より低い状況です。

■高齢化率（平成 27 年国勢調査）



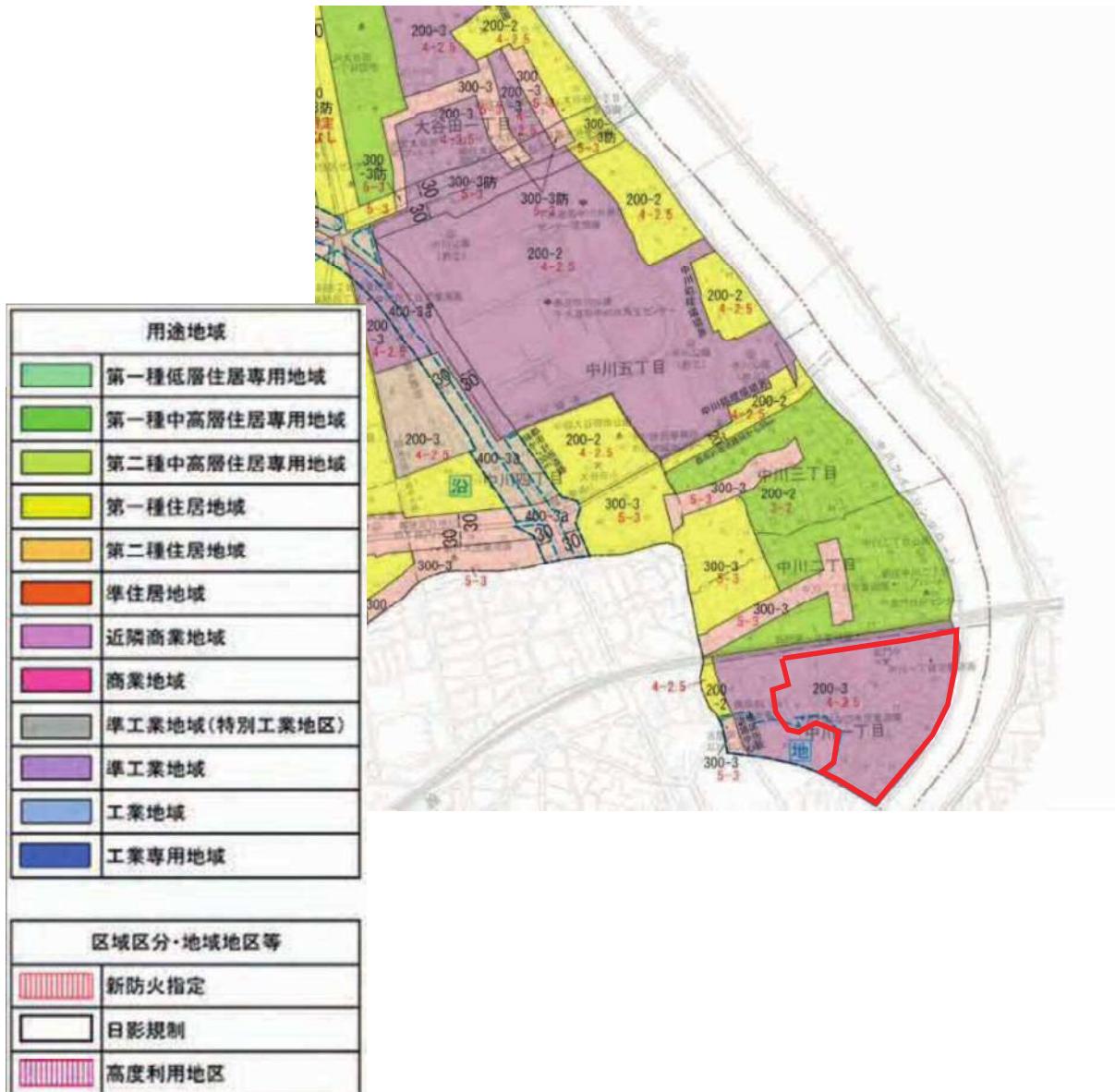
■高齢者世帯の状況（平成 27 年国勢調査）



4) 用途地域都市基盤

本町会の区域には、準工業地域が指定されています。

■用途地域図



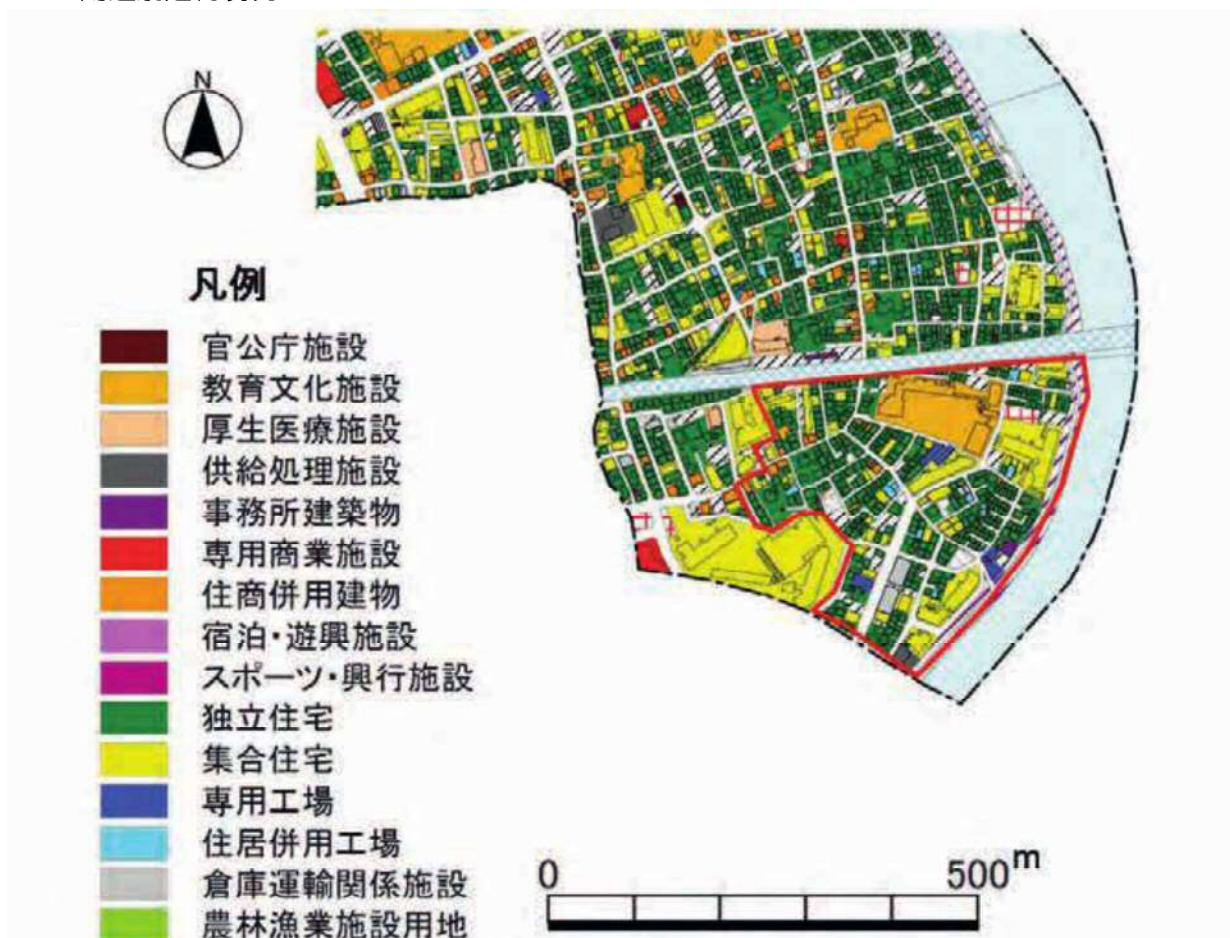
注) 足立区「都市計画用途地域図」より引用

5) 用途別建物現況

建物用途は、独立住宅及び集合住宅が多くを占めており、主に住居系の用途となっています。

それ以外では、教育文化施設（長門小学校）のほか、一部専用工場、倉庫運輸関係施設が混在しています。

■用途別建物現況

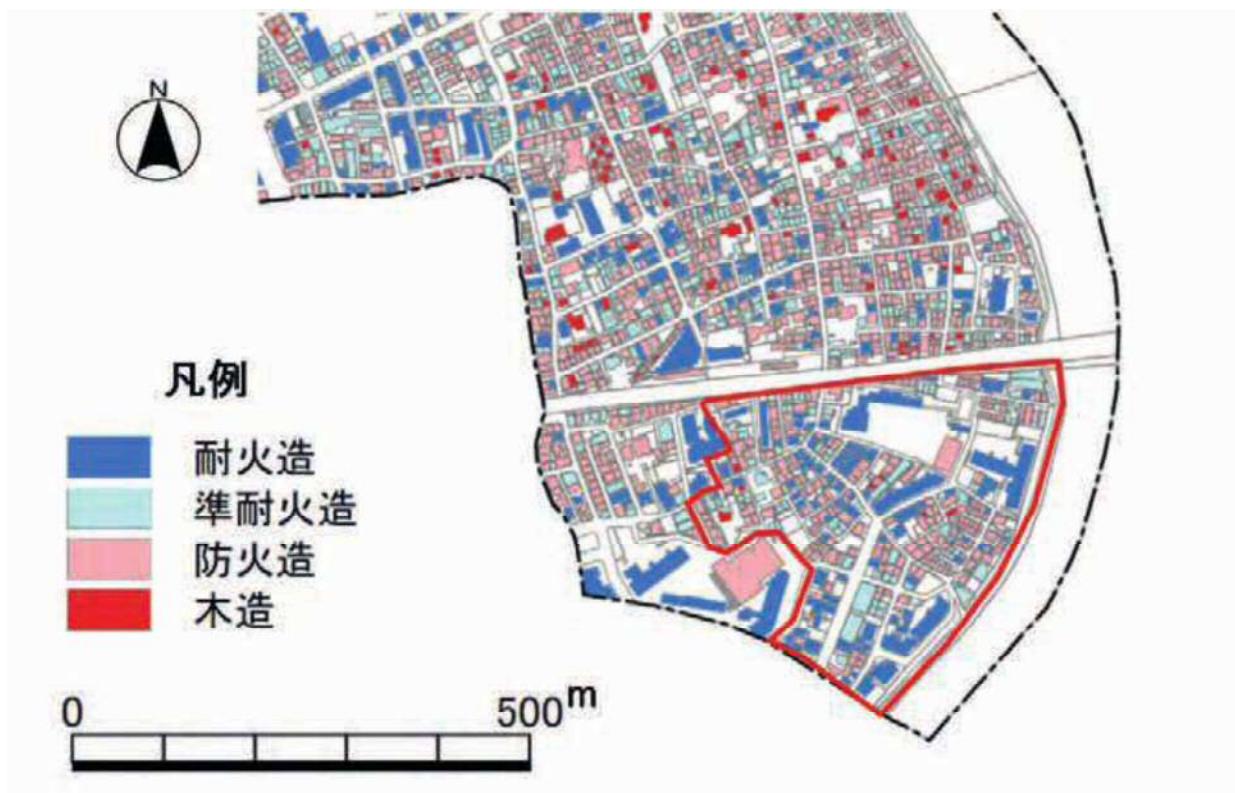


注)「平成 23 年土地利用現況調査」より引用

6) 構造別建物現況

地区のほとんどが防火造、耐火造、準耐火造で、木造は少ない状況です。

■構造別建物現況



注)「平成 23 年土地利用現況調査」より引用

7) 階数別建物現況

建物は3階以下が大部分を占め、集合住宅等で4階以上が分布しています。

■階数別建物現況

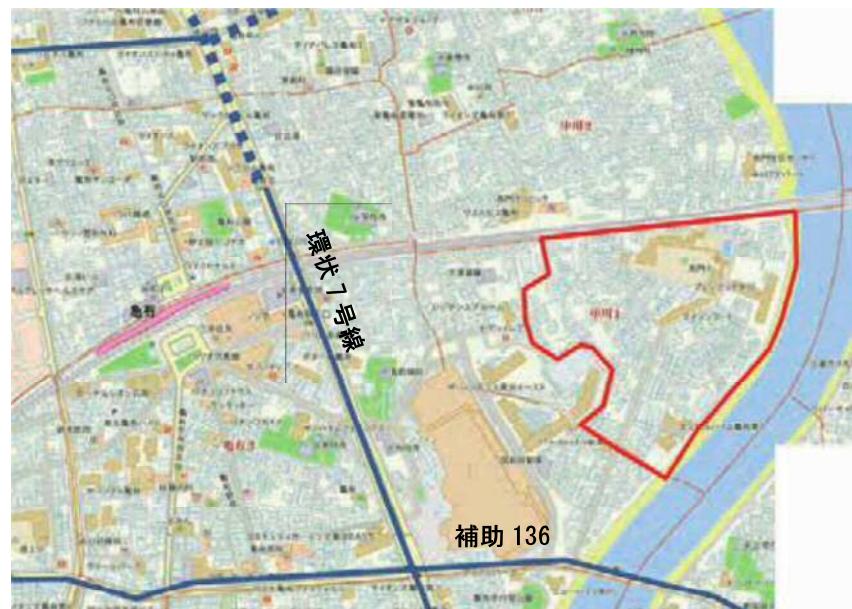


注)「平成23年土地利用現況調査」より引用

8) 都市基盤の状況

主な道路としては、環状7号線（一部未整備区間あり）、補助136号が整備されています。

■都市計画道路の整備状況



■ 都市計画道路整備状況

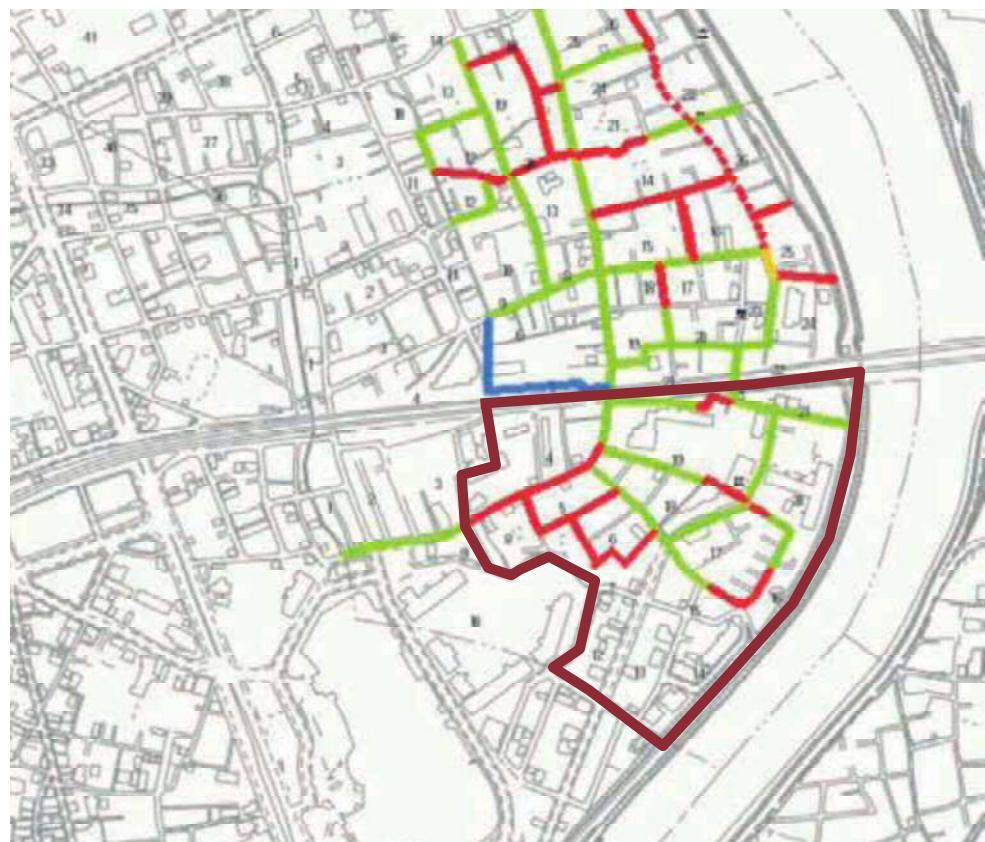
■ 整備済

■ 計画

9) 細街路の状況

地区内は、一部幅員 4m未満の細街路が見られ、災害時の避難において支障になることも考えられます。

■細街路図



線・色	細街路の種別
緑	幅員4m以上ある路線
赤	幅員4mに拡幅すべき路線
点線赤	幅員4mを超える5m未満で拡幅すべき路線
青	幅員4mで舗装すべき路線

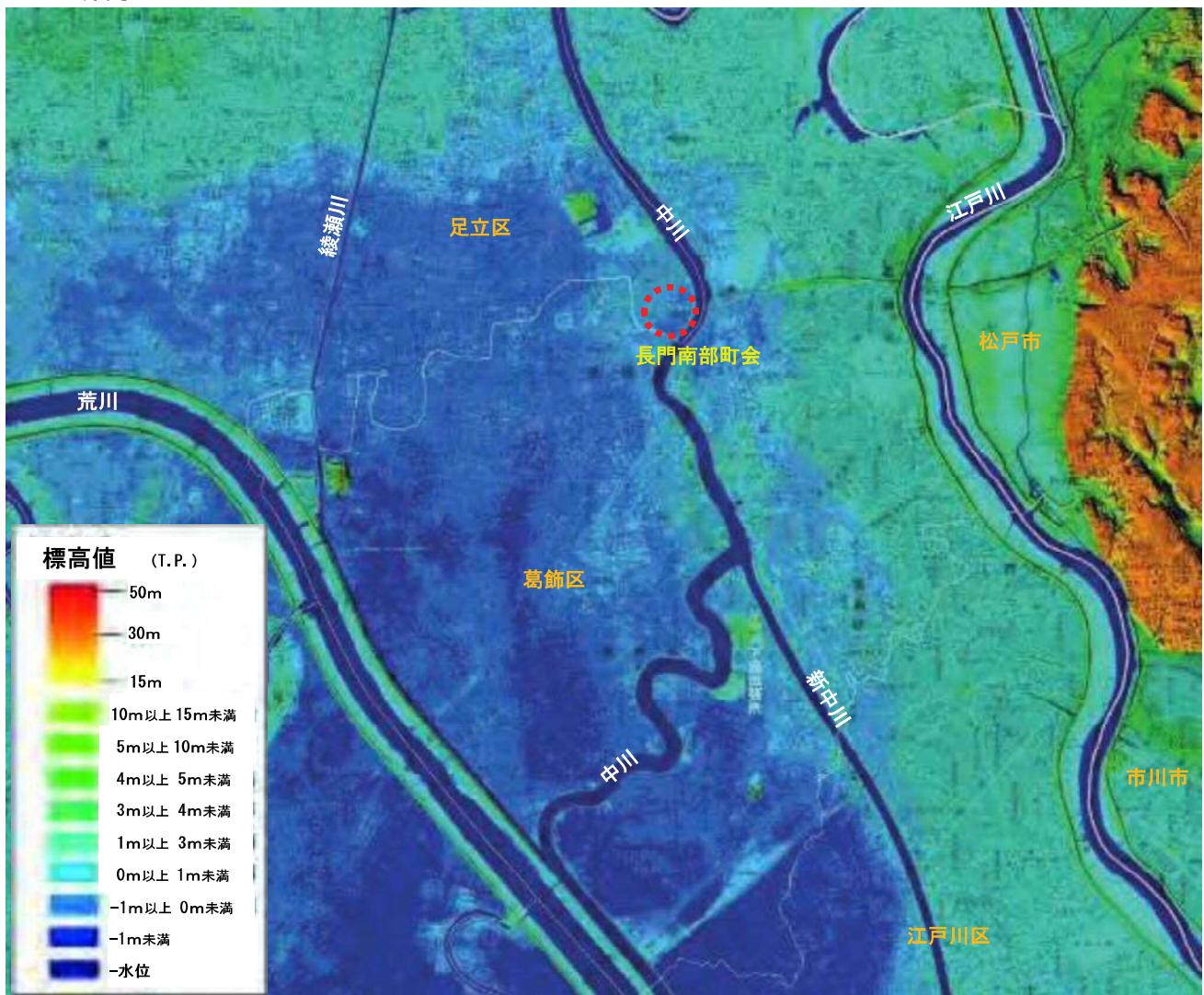
2.2 災害履歴

1) ゼロメートル地帯

中川地域は、荒川、綾瀬川、中川、江戸川など多くの河川が流下する東京東部低地の「ゼロメートル地帯」に位置し、長門南部町会は0~1m程度の標高となっています。

ゼロメートル地帯では、広範囲で深刻な浸水被害を受ける可能性や、自然排水が望めないことによる長期間の浸水の継続が懸念されます。

■標高図



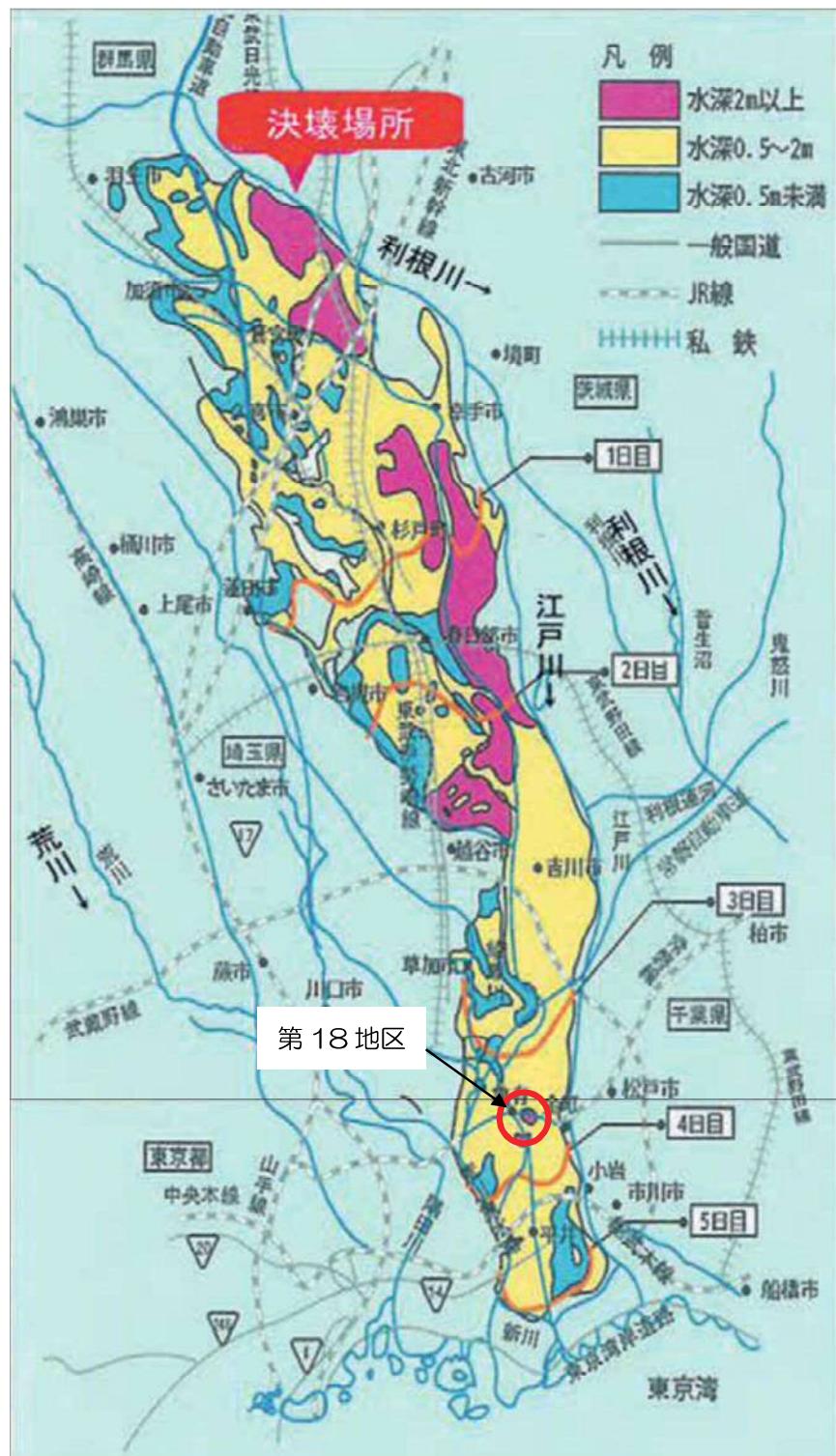
注) 国土地理院「デジタル標高地形図」より引用

2) 代表的な浸水被害

過去の代表的な浸水被害としては、昭和 22 年のカスリーン台風の際に、死者 1,077 名、行方不明者 853 名、家屋の倒壊・流出 31,381 戸、家屋の浸水 303,160 戸という大きな被害が発生しました。

カスリーン台風の際には、埼玉県北埼玉郡東村（現加須市）の利根川堤防が決壊し、氾濫流は昔の利根川の流れに沿って南下し、やがて都県境の大場川の桜堤を破堤させ、さらに中川右岸も決壊、ついに 4 日目には足立区を水没させました。

■カスリーン台風（昭和 22 年）
浸水被害状況



国土交通省
江戸川河川事務所資料

2.3 被害想定（洪水ハザードマップ）

国土交通省では、河川ごとに洪水時の浸水範囲や深さを図に示した「洪水ハザードマップ」を公表しています。

1) 中川・綾瀬川、内水による氾濫が生じた場合（17ページ参照）

- ・17ページの図は、中川及び綾瀬川が氾濫した場合で、かつ地形の低い箇所等で内水による氾濫が発生した場合の浸水想定区域図です。
- ・中川地域における浸水深は0.5～3.0mと予想されています。長門南部町会についても0.5～3.0mの区域と予想されています。
- ・浸水継続時間は、中川地域では1週間程度継続するとされており、長門南部町会においても1週間程度継続すると予想されています。

2) 荒川が氾濫した場合（18ページ参照）

- ・荒川が氾濫した場合、中川地域における浸水深は3.0～5.0mと予想されています。長門南部町会についても3.0～5.0mの区域と予想されています。
- ・浸水継続時間は、中川地域では大部分が1～3日未満とされていますが、JR常磐線以南の長門南部町会は3日～1週間未満継続すると予想されています。

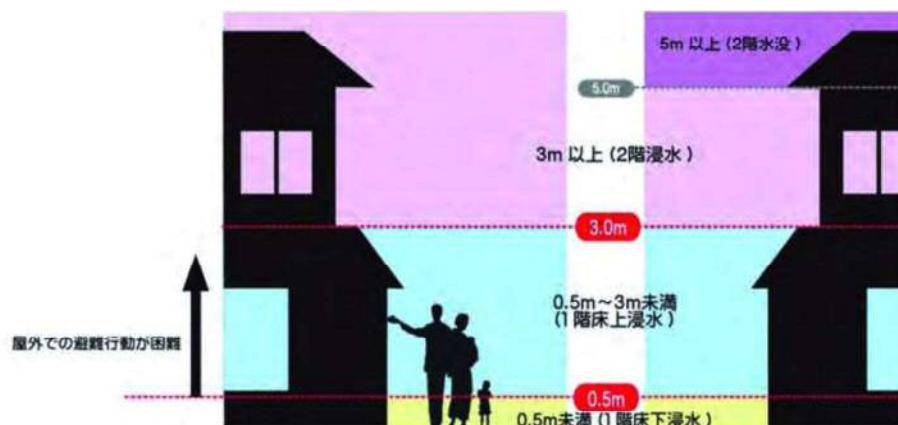
3) 江戸川が氾濫した場合（19ページ参照）

- ・江戸川が氾濫した場合、中川地域における浸水深は0.5～3.0m及び一部地域で3.0～5.0mと予想されています。長門南部町会については0.5～3.0mの区域と予想されています。
- ・浸水継続時間は、中川地域では12時間～1週間と幅がありますが、長門南部町会の一部では3日～1週間程度継続すると予想されています。

4) 利根川が氾濫した場合（20ページ参照）

- ・利根川が氾濫した場合、中川地域における浸水深は0.5～5.0mと予想されています。このうち、長門南部町会は3.0～5.0mの区域と予想されています。
- ・浸水継続時間は、中川地域では大部分が2週間継続すると予想されています。

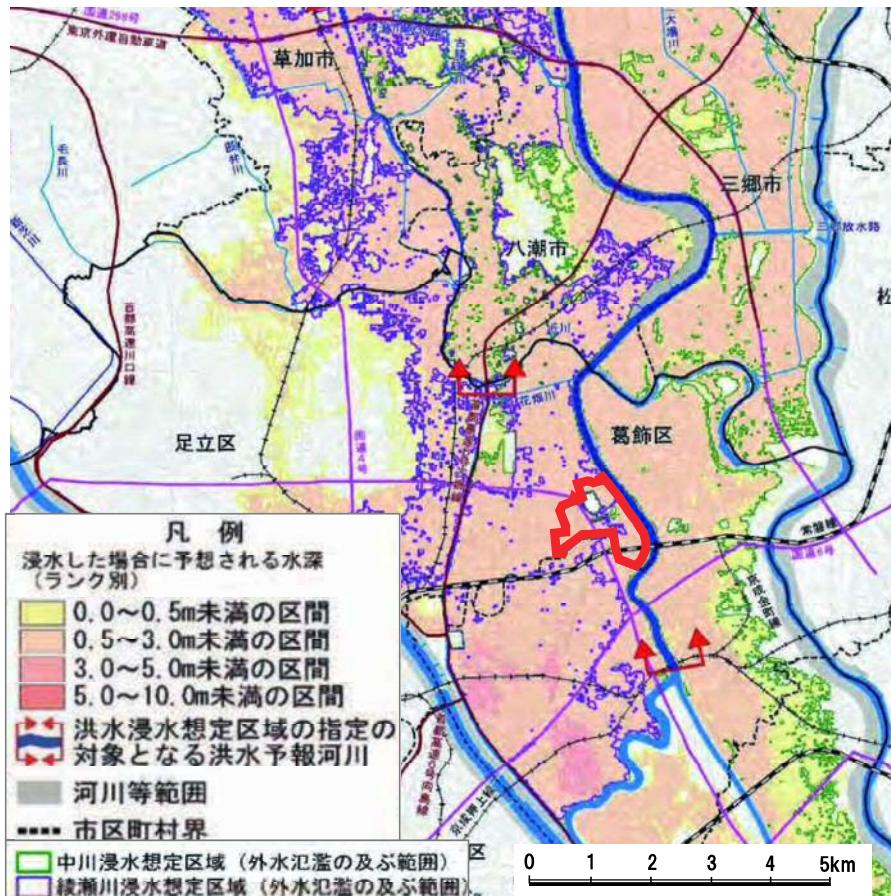
■水位区分図



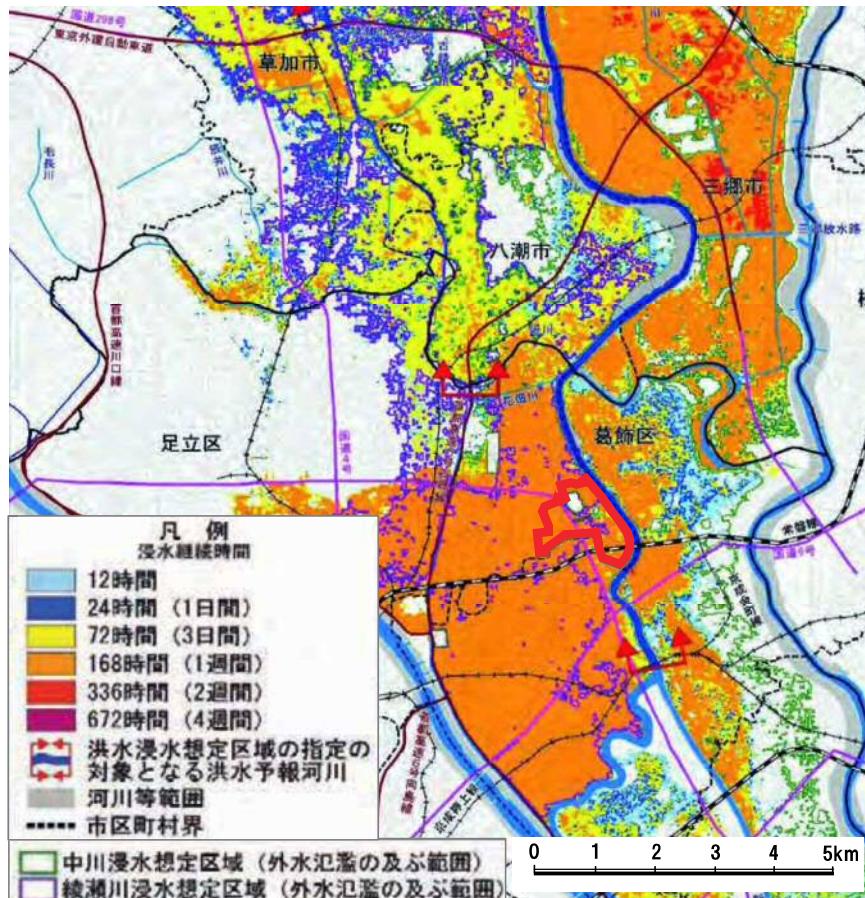
国土交通省
洪水ハザードマップ作成の手引き（改定版）H28

■中川・綾瀬川
内水による氾濫
が生じた場合

①浸水想定区域
(最大浸水深)



②浸水想定区域
(浸水継続時間)



注) この洪水浸水想定区域図は、中川及び綾瀬川が氾濫した場合、また流域の地形状況（低い箇所）等から内水による氾濫が発生した場合の浸水の状況を、国土交通省が一体的に解析・予測したもののです。

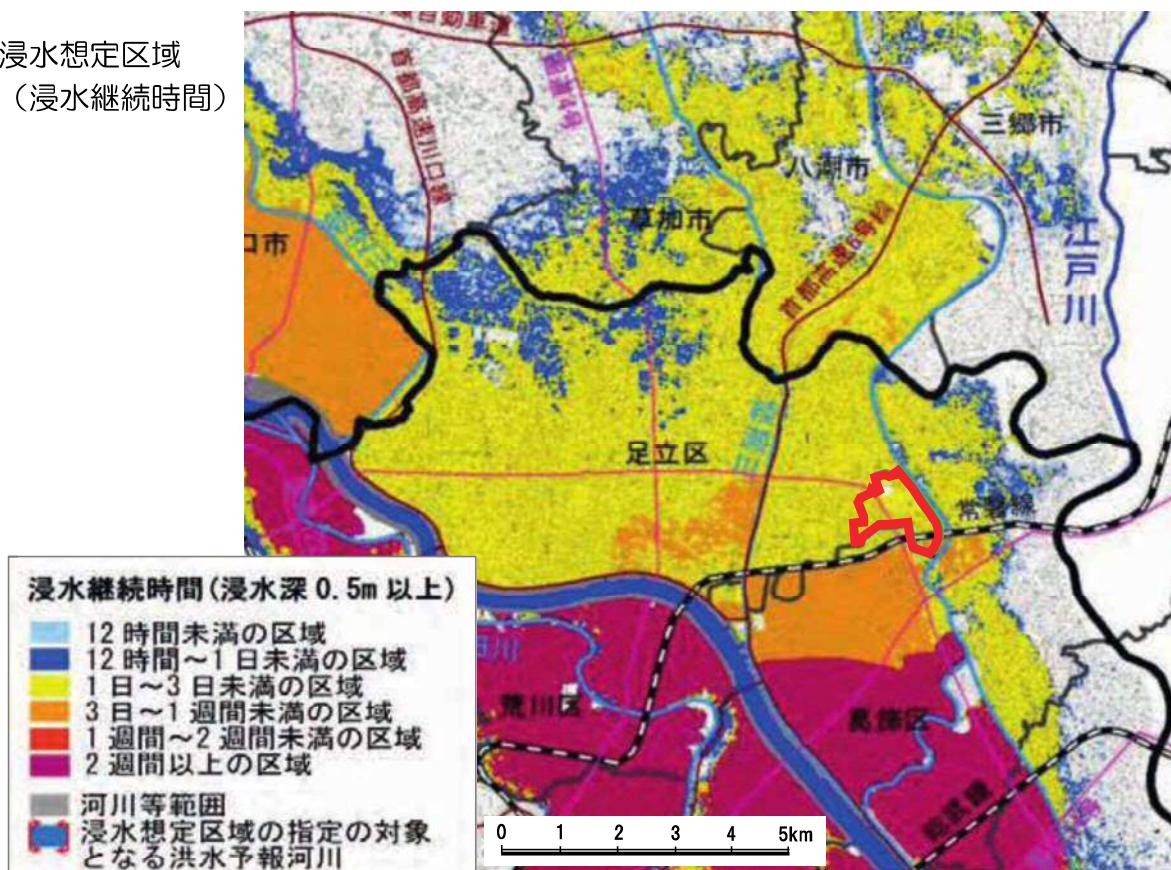
国土交通省江戸川河川事務所資料

■荒川が氾濫した場合

①浸水想定区域（最大浸水深）



②浸水想定区域（浸水継続時間）



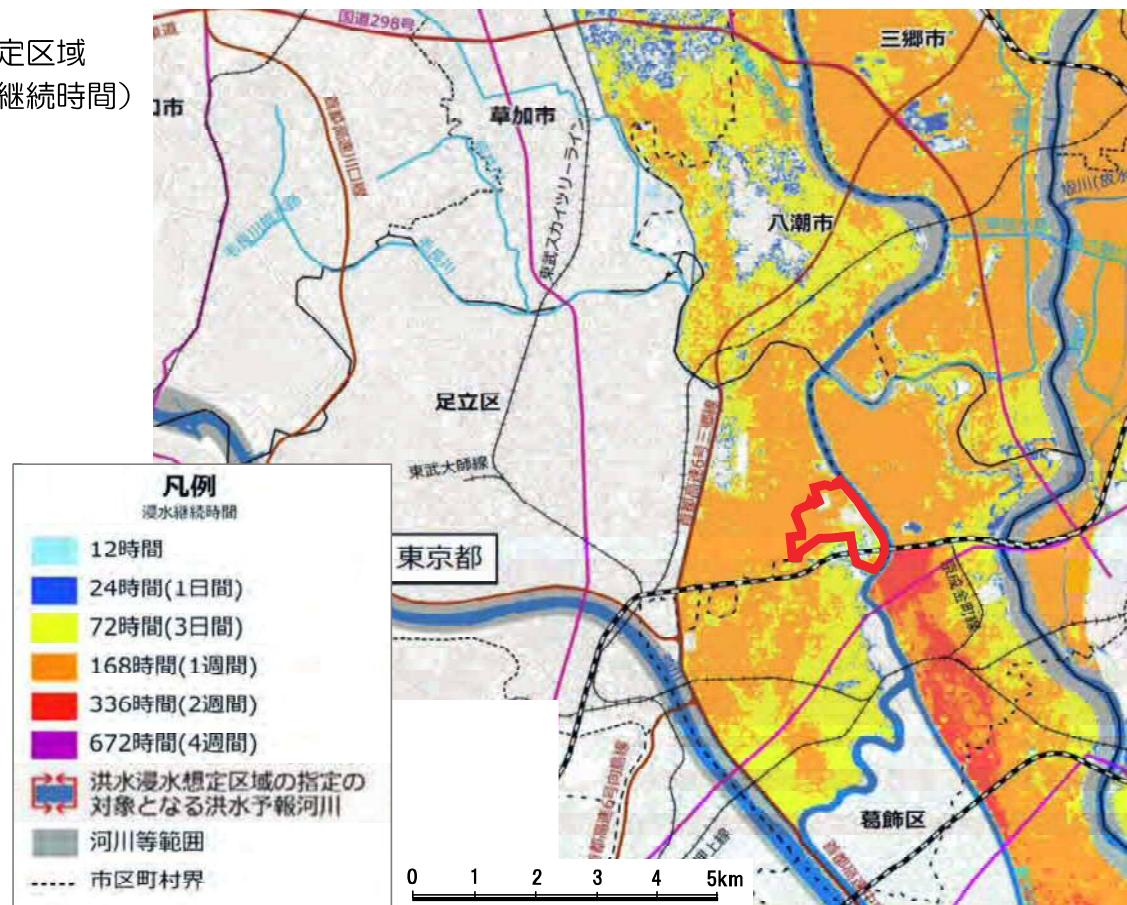
国土交通省荒川下流河川事務所資料

■江戸川が氾濫した場合

①浸水想定区域（最大浸水深）

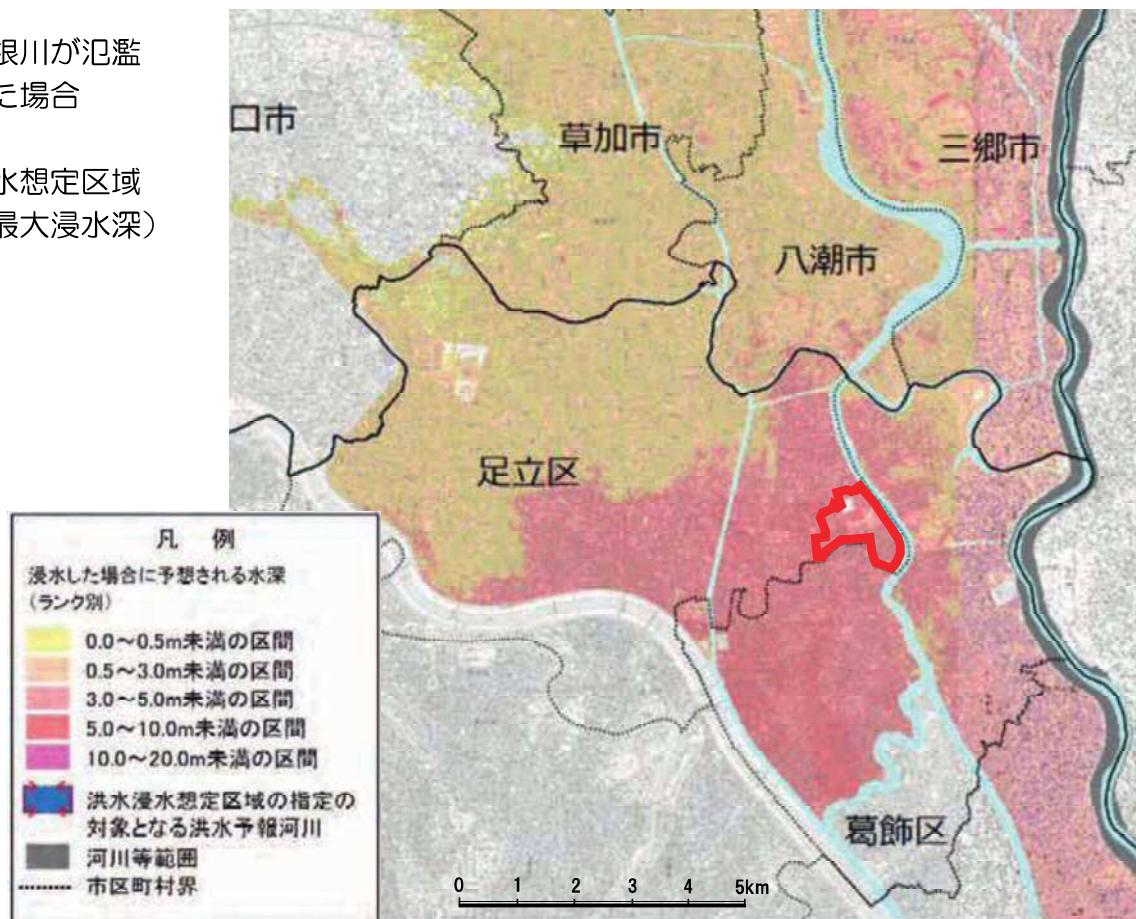


②浸水想定区域（浸水継続時間）

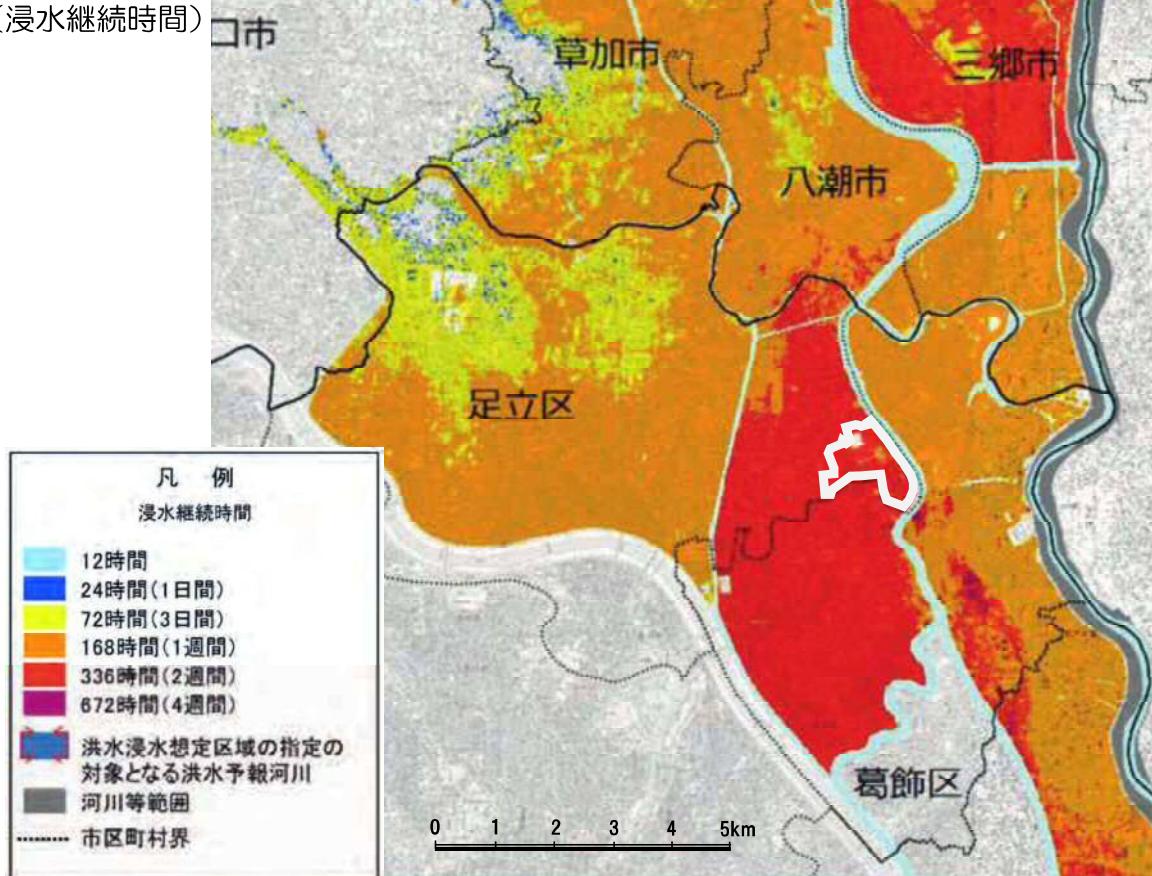


■利根川が氾濫した場合

①浸水想定区域（最大浸水深）



②浸水想定区域（浸水継続時間）



3. 水害準備行動の対応シナリオ

3.1 水害準備行動の対応シナリオ

1) 水害準備行動についての3つの段階の想定

水害の発生が予想される場合は、早めの段階からの情報収集、避難の準備及び避難するなどの対応シナリオ、行動の目安を整理おくことが大切です。

また、どの河川による洪水が生じるのか、によって本地区に及ぼす影響の大きさや避難行動が変わってきます。

そこで、洪水時の準備行動を検討するに当たり、次の3つのレベルを想定することとしました。

■洪水時の準備行動（3つのレベルの想定）

レベル	対象 河川等	浸水深※1 (想定最大規模)	浸水継続 時間	避難行動の方法	避難場所	タイムライン の適用
初級	内水	0~0.5m	—	浸水してからでもなんとか避難できる。 ただし、要支援者は早めの避難が望ましい。	自宅待避	—
中級	中川 綾瀬川 ※2	0.5~3.0m	1週間	避難所、緊急避難建物へ避難	避難所 緊急避難建物	△
上級	荒川 ※3	3.0~5.0m	3日~ 1週間	広域避難	広域避難	○

※1：浸水深は、想定最大規模の浸水深を示します。（17～20ページの図参照）

※2：中川・綾瀬川が氾濫した場合の浸水想定は17ページ参照。

※3：荒川が氾濫した場合の浸水想定は18ページ参照。

2) 水害準備行動についての3つの段階の想定

上記で想定した各段階の水害に対して、どのように準備し行動すればよいのでしょうか。

そこで、住民一人ひとりが水害に対する備えについて、最低限知っておくべきことを次ページ以降にまとめました。

また、地域の基礎知識として、標高や緊急避難建物等の位置等を整理した「地区防災マップ」を作成しました。

なお、初級レベルの準備行動については、自宅待避が主となることから、中級・上級レベルへの対応を準備しておけば対処できるものと考えられます。

水害が予想される場合の防災行動とは

絶対、守りたいもの
自らの命、家族の命・安全



日頃からの
災害への備え

緊急時の家族のルール、連絡方法

事前対策リスト(自助)によるチェック

チャックリストによる備蓄品等の用意

町会・自治会活動への協力(共助)

水害に対する準備、避難の考え方

防災・災害情報の収集
(テレビ・ラジオ、足立区の
ホームページやEメールなど)



各段階の情報・指示等に従って、
避難の方法を決めます



自宅待避
(2階以上への移動など)

- 戸建住宅で、浸水しない階層がある場合。集合住宅の居住階が浸水しない場合。
- 自宅に留まり、待避します。日常的な備えが重要です。



集合住宅
上階避難

- 集合住宅の居住階は浸水するが、上層階に浸水しない階層がある場合。
- 集合住宅の上層階に避難します。



避難所

- 自宅が浸水の恐れがあり、避難所に避難します。
- 区が開設、運営を行います。
- どこに避難所を開設するか、正確な情報をもとに、避難を行います。



広域避難

隅田川・荒川・江戸川流域は洪水による被害を受けやすく、最悪の場合広範囲において2週間以上の浸水の継続が想定されています。これに対して江東5区※では、区域外への広域避難のあり方について検討を進めているところです。

※江東5区大規模水害対策協議会

東京東部低地帯に位置する足立区・墨田区・江東区・葛飾区・江戸川区は、住民への情報伝達や広域避難などの課題を明らかにし、具体的の方針と対策を講じるために「江東5区大規模水害対策協議会」を設置しています。

避難所とは

避難所は、水害が想定される場合に、対象河川や水害の規模等を考慮して、足立区が開設し、運営を行います。
どの避難所を開設するかは、区が適宜情報を発信します。
なお、避難所では、浸水継続など一定期間の避難生活をおくることを想定する必要があります。

※避難所での過ごし方

	
避難所では、係員の指示に従ってください	避難所では食事、飲料水、寝具等が用意されます
	

緊急避難建物とは

足立区では水害時の緊急的な避難場所として、緊急避難建物を指定しています。
緊急避難建物は、一部を除く小・中学校の校舎です。
本地区では、長門小学校となります。

なお、洪水の対象河川や規模によって使用できる階が変わります。



広域避難とは

広域避難とは、浸水域外となる江東5区以外の地域に避難することです。
本地区では、千葉方面への避難が考えられます。

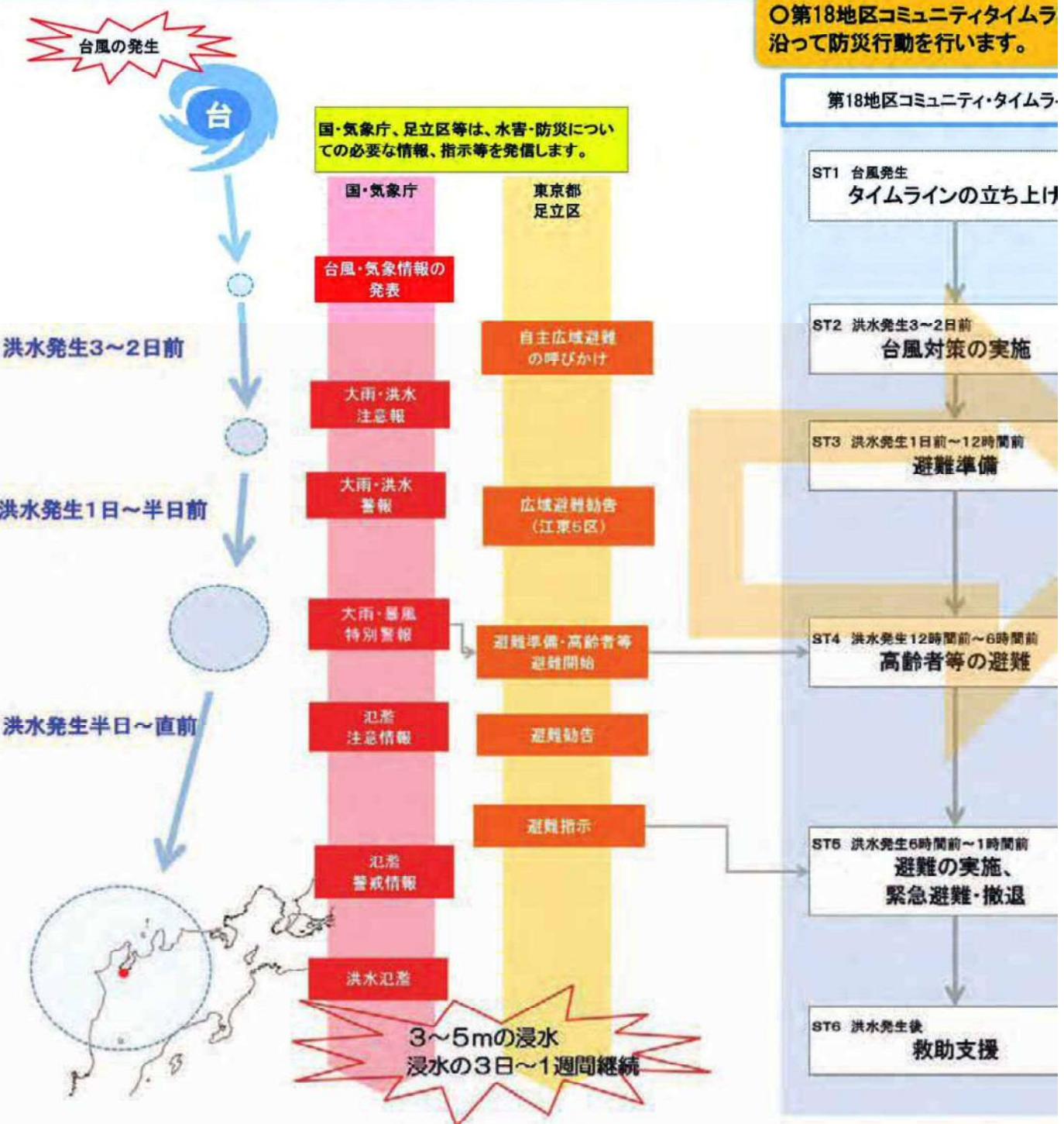
広域避難の方法については、現在検討が進められていますが、概ね24時間後に大規模水害のおそれがある場合、江東5区が共同で広域避難勧告を発令することが想定されています。

※自主広域避難の呼びかけについて

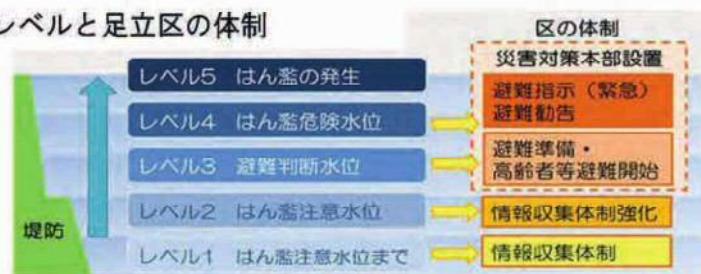
江東5区では、広域避難勧告が発令される前の段階で、自主的に浸水域外へ広域避難することを呼びかけることが予定されています。



上級レベル 3~5mの浸水が予想される場合の対応シナリオ



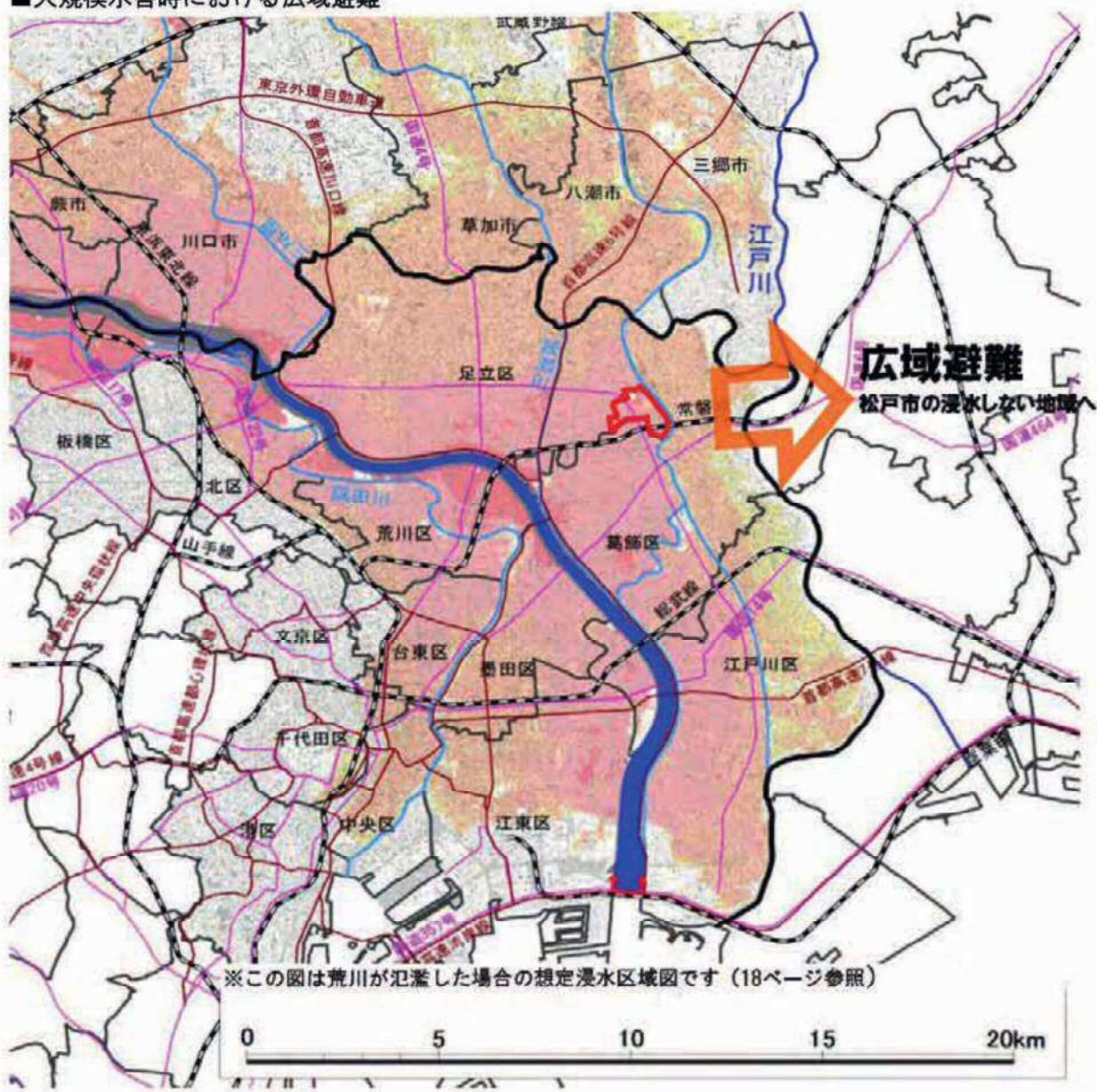
■水位変化・危険レベルと足立区の体制



インに

イン

■大規模水害時における広域避難



：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

：

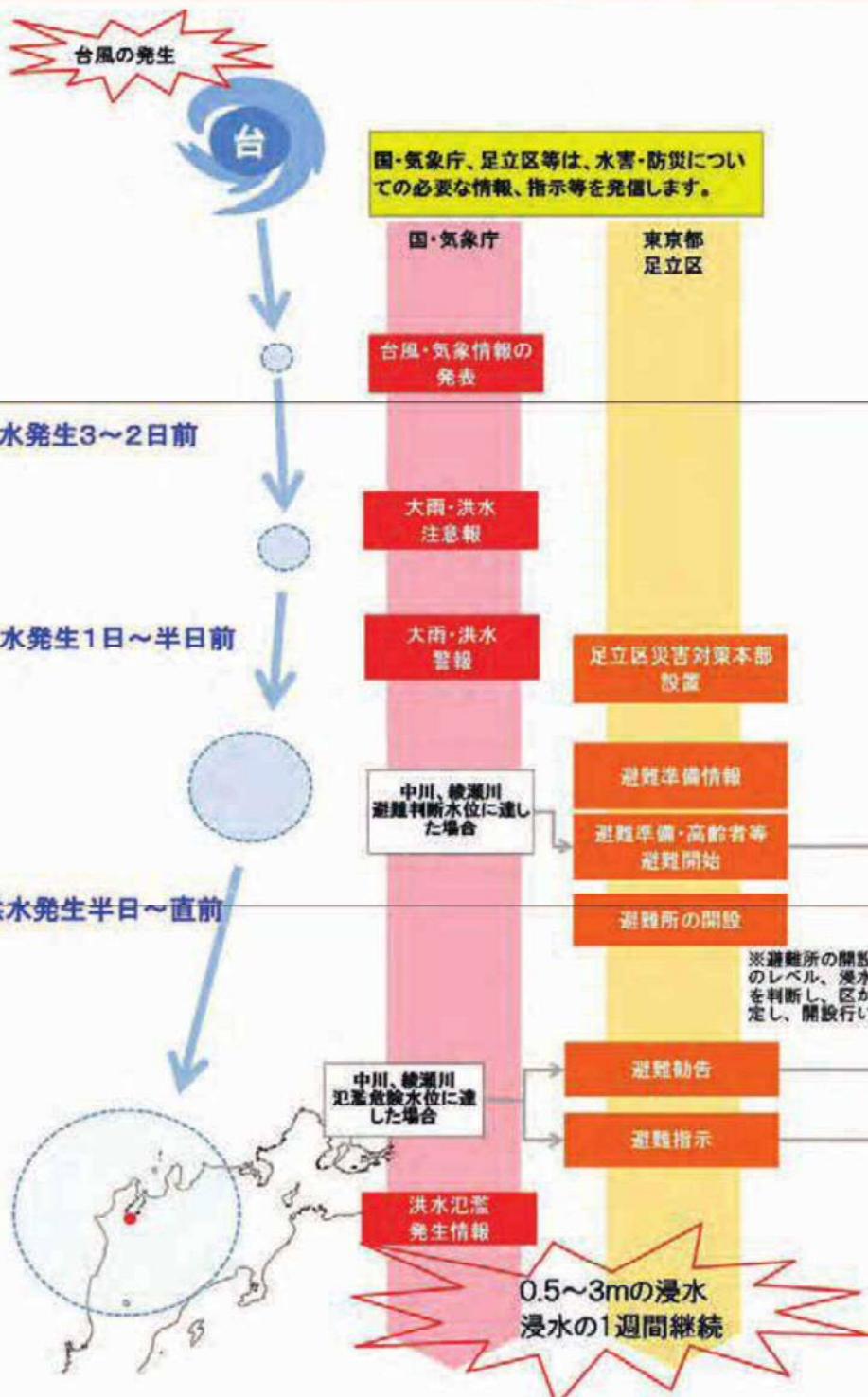
：

：

：

</

中級レベル 0.5~3mの浸水が予想される場合の対応シナリオ



○第18地区コミュニティタイムラ
沿って防災準備行動を行います

第18地区コミュニティ・タイムラ

ST1 台風発生
タイムラインの立ち上げ

ST2 洪水発生3~2日前
台風対策の実施

ST3 洪水発生1日前~12時間前
避難準備

ST4 洪水発生12時間前~6時間前
高齢者等の避難

ST5 洪水発生6時間前~1時間前
避難の実施、
緊急避難・撤退

ST6 洪水発生後
救助支援

インに
。

イン

自宅にとどまった場合の生活環境イメージ（長期化のリスク）



※大規模水害対策に関する専門調査会報告（平成22年4月、中央防災会議）より引用

4人家族が3日間生活するためには

$$\text{水} : 2.5\ell \times 4 \text{人} \times 3 \text{日} = 30\ell \quad (2\ell \times 15 \text{本})$$



$$\text{食料} : 3 \text{食} \times 4 \text{人} \times 3 \text{日} = 36 \text{食}$$

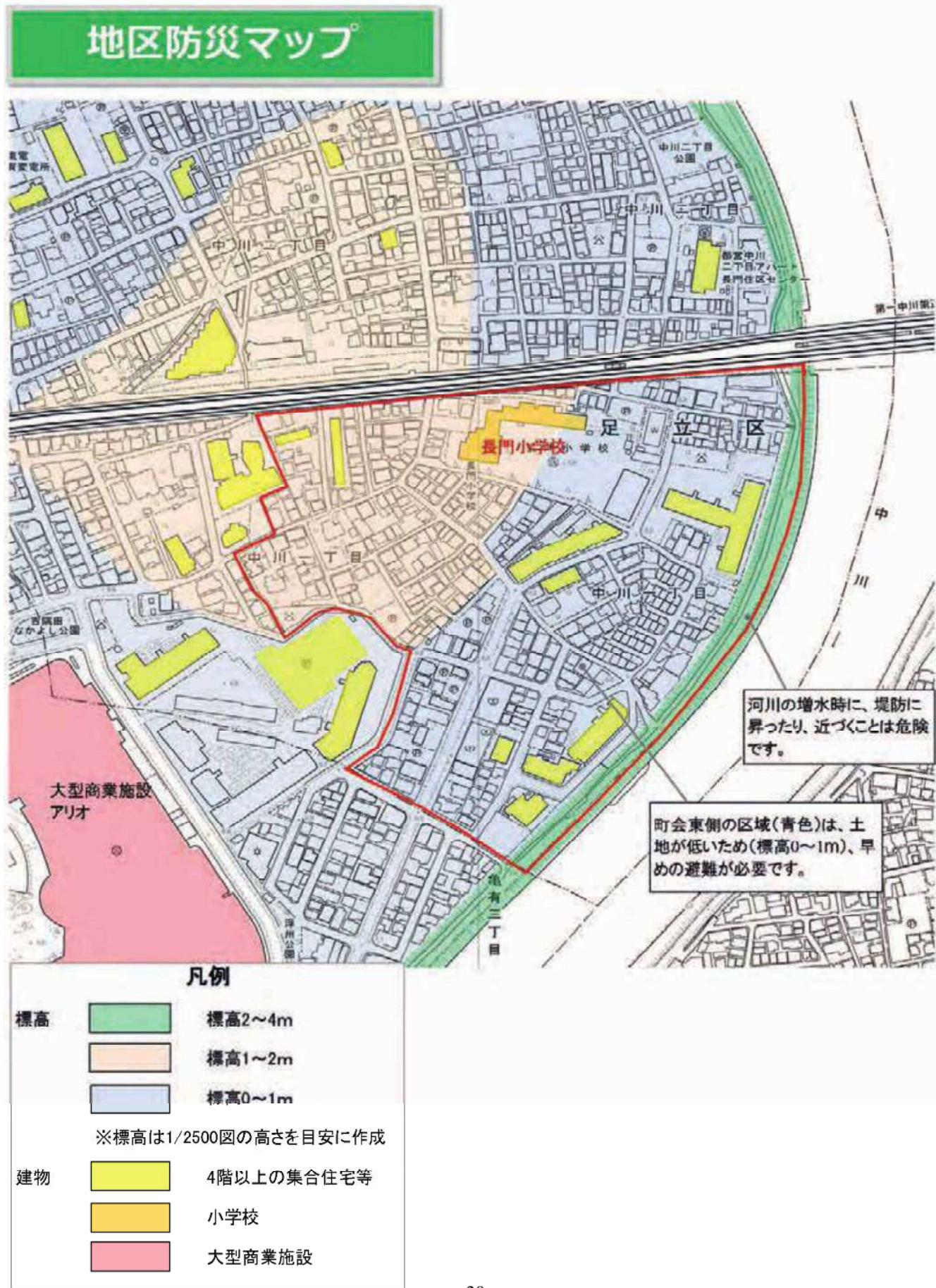


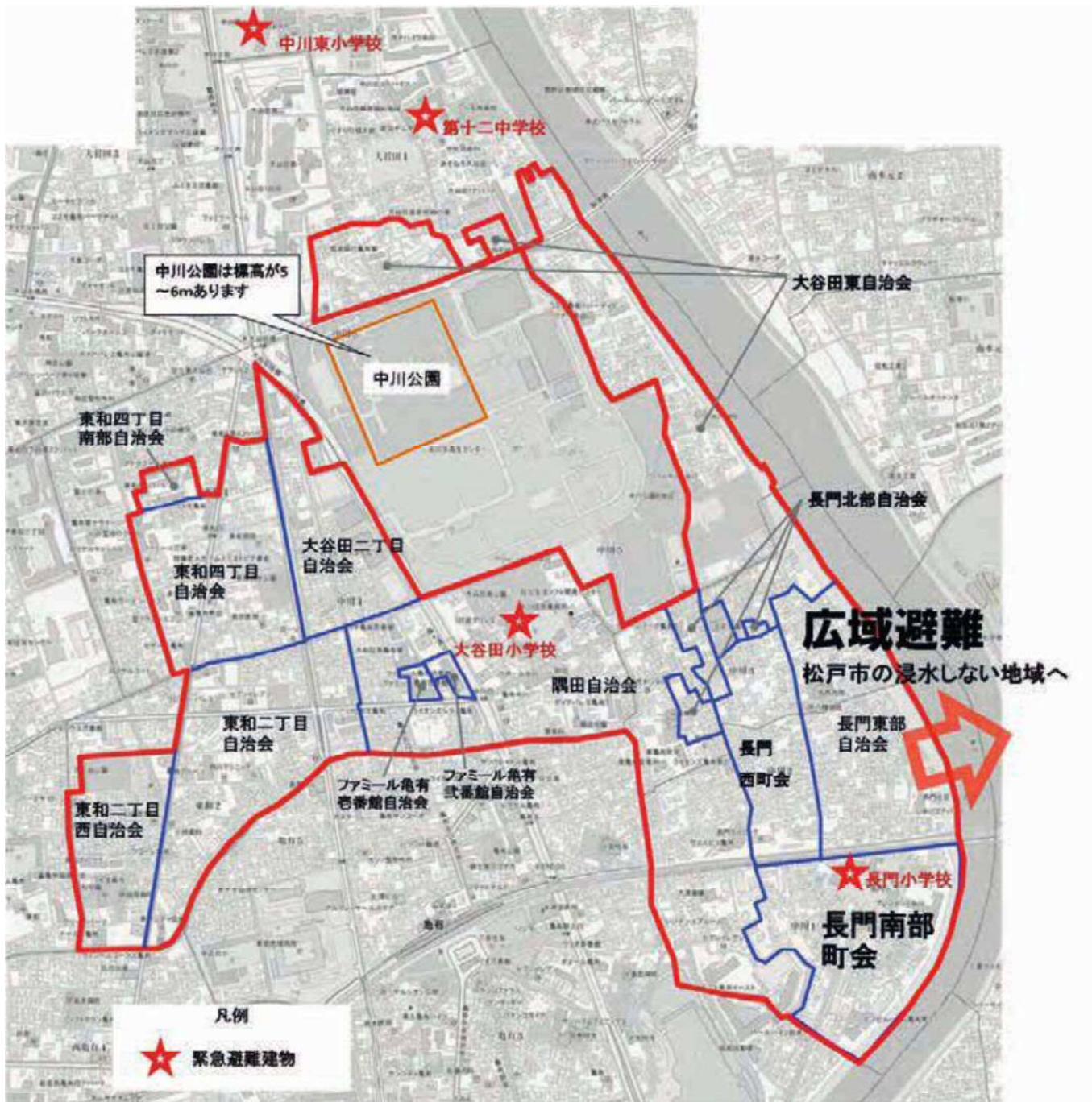
$$\text{尿・便} : 1.5\ell \times 4 \text{人} \times 3 \text{日} = 18\ell \quad (\text{簡易トイレ} 20\sim30\text{個})$$



※大規模水害対策に関する専門調査会報告（平成22年4月、中央防災会議）より引用

3.2 地区防災マップ





3.3 第18地区町会・自治会 コミュニティ・タイムライン

注) このコミュニティ・タイムラインは、長門南部町会で先行的に検討されたものを示しています。

行動項目	行動細目	役割分担 (◎主体、○行動支援、△対象)					行動手順（長門南部町会）			詳細な役割分担（長門南部町会）			
		住民	自治会 町会	地域 支援者	区役所	防災 機関				主体 (指揮者)	主体 (担当者)	支援者	対象者
ST0 日頃からの災害への備え													
1 町会・自治会の防災体制構築	1-1 台風・大規模洪水に備えるために必要な災害や防災情報についての知識を得る	△	◎		○	○	1-1-1	災害や防災情報についての勉強会を開催する	会長	役員	河川事務所、気象台、区		
							1-1-2	勉強会に参加し、防災情報を学ぶ				住民	
	1-2 どのような防災情報を使ってコミュニティ・タイムラインの立ち上げや避難の呼びかけを行うか決める	△	◎		○	○	1-2-1	行動の基準を検討する	会長	役員	河川事務所、気象台、区		
							1-2-2	行動の基準を住民に掲示板・回覧板・町会活動の中で伝える	会長	役員		住民	
	1-3 避難の呼びかけや避難者の確認方法を決める	◎					1-3-1	住民に何を伝えるかを決定する	会長	役員			
							1-3-2	避難の呼びかけを行う対象・連絡方法を協議して決める	会長	役員			
							1-3-3	避難者の確認を行う方法・体制を検討し、決定する	会長	役員			
	1-4 避難の呼びかけや確認に使用する連絡網を整備する	△	◎				1-4-1	避難の呼びかけや避難者の確認方法を掲示・回覧板等で周知していく	会長	役員			
							1-4-2	住民に連絡先の提供等の協力を求める	会長	役員		住民	
	1-5 コミュニティ・タイムラインの見直し・改善を行う	△	◎				1-5-1	コミュニティ・タイムラインの行動手順や役割分担について検証し改善する	会長	役員			
							1-5-2	決定した体制を掲示板・回覧板・活動を通じて住民に周知する	会長	役員		住民	
2 避難所の整備	2-1 指定避難所の整備を広報する			◎			2-1-1	指定避難所の選定と整備を行う		区役所			
							2-1-2	避難可能な人数と環境を広報する		区役所			
							2-1-3	浸水の懼れが少ない備蓄場所を確保する		区役所			
	2-2 指定避難所以外で緊急時に利用する避難場所を作る	△	◎		◎		2-2-1	緊急時に避難させてほしい建物の候補を選定する	会長	防災部	住民		
							2-2-2	建物の候補を区に伝え、利用協定を結ぶように仲介を依頼する	会長	区役所			
							2-2-3	建物の管理者と協議を行い、利用協定を策定する		区役所、会長			
3 要支援者の支援の体制の構築	3-1 町会内の要支援者を把握する	◎	◎	◎			3-1-1	災害時要援護者名簿・避難支援プランを更新・作成する		民生児童委員	区役所		
							3-1-2	町会内の支援が必要な高齢者等を把握する	会長	役員			
							3-1-3	町会内の要支援者について情報共有する	会長	民生児童委員、役員、区役所			
	3-2 支援担当者を決める	◎	◎	◎			3-2-1	要支援者の支援方法・支援担当者を決める	会長	役員、民生児童委員	区役所		
							3-2-2	町会での対応が困難な要支援者は、区に支援を依頼する	会長	役員、区役所、民生児童委員			
4 危険個所の排除	4-1 災害時に被害を引き起こしそうな物の整備・修理を行う	◎	◎				4-1-1	排水溝の掃除	環境部	住民			
							4-1-2	危険個所の補修をする	防災部	住民			
							4-1-3	町会・住民での対応が困難な箇所は、区に依頼する	防災部	住民			

行動項目	行動細目	役割分担 (◎主体 ○行動支援、△対象)					行動手順（長門南部町会）	詳細な役割分担（長門南部町会）			
		住民	自治会 町会	地域 支援者	区役所	防災 機関		主体 (指揮者)	主体 (担当者)	支援者	対象者
ST1 台風発生 タイムライン立ち上げ											
5 防災・災害情報の発表と収集	5-1 台風が日本や関東に向かっていないか進路を確認する	◎	◎				5-1-1 気象庁HPの台風情報から5日先進路予報を確認し、昼12時と夕方6時の台風情報を確認する	会長	住民・防災部		
							5-1-2 日本・関東付近に進路が向かっている場合は、町会内で情報を共有する	防災部	防災部		
6 町会・自治体でのコミュニケーション・タイムライン立ち上げ判断	6-1 コミュニティ・タイムラインの立ち上げを判断する	◎					6-1-1 コミュニティ・タイムラインの立ち上げを判断する	会長	防災部		
	6-2 コミュニティ・タイムラインの立ち上げを周知する	△	◎				6-2-1 地域の掲示板等でステージ1になったことを知らせる	会長	役員		住民
	6-3 区と町会・自治体間で互いの行動・状況を把握する		◎		◎		6-3-1 区が行っている防災対応と、この先の予定等を伝える	会長	役員	会長・役員	
7 災害備蓄品の確認	7-1 各家庭に備蓄・持ち出し品の確認を求める	△		◎			7-1-1 準備すべき物品の案内等を行う	区役所			住民
	7-2 災害備蓄品の在庫状況を確認する			◎			7-2-1 区の保有する災害備蓄品の在庫数・非常食の数量を確認する	区役所			
ST2 洪水発生3～2日前 台風対策の実施											
8 防災・災害情報の発表と収集	8-1 台風・洪水に備えるため、区民に台風情報を伝える	△		◎			8-1-1 メールやHP等で足立区に台風の影響が及ぶ可能性について伝える	区役所			住民
							8-1-2 気象庁HPの台風情報から進路予報を確認し、昼12時と夕方6時の台風情報を確認する	会長	役員・住民		
9 町会・自治会でのコミュニケーション・タイムライン移行判断	9-1 台風が関東に向かっていないか進路を確認する	◎	◎				9-1-1 関東付近に進路が向かっている場合は、町会内で情報を共有する	防災部	役員・住民		
							9-1-2 ステージ2への移行を判断する	会長	防災部		
	9-2 コミュニティ・タイムラインのステージ意向を判断する	◎					9-2-1 地域の掲示板等でステージ2になったことを知らせる	会長	役員		住民
							9-2-2 地域の掲示板等で台風接近時の防災対応を確認するよう周知する	会長	役員		住民
							9-2-3 区と町会・自治会間で互いの行動・状況を把握する	区役所			
10 要支援者に対する避難支援準備	10-1 要支援者の予定等を確認する	◎	◎	○			10-1-1 支援準備のために、この先3日間の居場所を確認する	会長	役員・住民	民生児童委員	
	10-2 事前に決めた避難支援方法に基づき準備を行う	◎	◎	○	◎		10-1-2 現に避難支援が必要か確認する	会長	役員・住民	民生児童委員	
							10-2-1 町会で対応が困難な要支援者の状況を区に伝える	会長	区役所・住民	民生児童委員	
							10-2-2 避難先・移動手段を確保する	区役所	民生児童委員	要支援者	
11 避難所の状況確認	11-1 避難所の備品の在庫状況を確認する			◎			11-1-1 避難所の備蓄品の確認と補給を行う。	区役所			
12 水防活動の準備	12-1 内水氾濫に備えて土のうを区民へ配布する	△		◎			12-1-1 区民へ土のうを配布する準備を始める	区役所			
							12-1-2 土のうを配布する場所・時間等の広報を行う	区役所			住民
13 家庭・個人での台風対策の実施	13-1 台風に備えて自宅周辺の危険箇所を確認する	◎		○			13-1-1 倒木などの危険な要素が無いか再確認		住民		
							13-1-2 被害を受けそうな場所の確認と修理		住民	環境部	
							13-1-3 住民で対応が困難な箇所は、区に依頼する		住民	区役所	
	13-2 台風に備えて家周囲の片づけを行う	◎					13-2-1 ベランダ・家周囲の片づけ		住民		
							13-2-2 雨戸を閉め、窓ガラスが割れないように注意する		住民		
	13-3 浸水に備えて家財と自動車を保護する	◎					13-3-1 貵重品等の重要な家財を上階へ移動させる		住民		
							13-3-2 マンションの地下駐車場から車を移動させる		住民		
	13-4 孤立や避難に備え、食料や持ち出し品を準備する	◎					13-4-1 水・食料・衣類・携行品・常備薬の確認と買い出しを行う		住民		
							13-4-2 家族との連絡方法と避難方法を確認する		住民		
	13-5 家族との連絡方法と避難方法を確認する	◎					13-5-1 家族で避難所を確認し、そこまでどう行くかを確認する		住民		

行動項目	行動細目	役割分担 (◎主体、○行動支援、△対象)					行動手順（長門南部町会）	詳細な役割分担（長門南部町会）			
		住民	自治会 町会	地域 支援者	区役所	防災 機関		主体 (指揮者)	主体 (担当者)	支援者	対象者
ST3 洪水発生1日前～12時間前 避難準備											
14 防災・災害情報の発表と収集	14-1 河川水位の危険性を示すために洪水予報を発表する	△	△		◎	◎	14-1-1 河川洪水予報を発表する		河川事務所、気象台、東京都		住民・会長・役員
							14-1-2 区HP・SNSや川の防災情報・報道等で住民に向けて周知する		区役所、河川事務所、気象台		住民・会長・役員
	14-2 台風・気象・水位等の防災情報を収集する	◎					14-2-1 台風・気象情報を確認する		防災部		
							14-2-2 河川洪水予報を確認する		防災部		
							14-2-3 中川・荒川・その他の河川の水位をデータ放送・テレビ・川の防災情報等で確認		防災部		
							14-2-4 中川に設置した水位計を確認する		防災部		
15 町会・自治会でのコミュニケーション・タイムライン移行判断	15-1 コミュニティ・タイムラインのステージ移行を判断する	◎					15-1-1 町会役員会を開催し、体制・役割を確認する	会長	防災部		
							15-1-2 自治会役員で情報を共有する	会長	防災部		
							15-1-3 タイムラインのステージ移行を確認する	会長	防災部		
							15-1-4 役員会で避難呼びかけが必要な時間帯を想定しておく	会長	防災部		
	15-2 コミュニティ・タイムラインのステージ移行を周知する	△	◎				15-2-1 地域の掲示板等でステージ3になったことを知らせる	会長	役員		住民
							15-3-1 区が行っている防災対応と、この先の予定等を伝える		区役所		
							15-3-2 町会が行っている防災対応と、この先の予定等を伝える	会長	役員		
16 住民に対する避難に関する連絡	16-1 要支援者へ避難の準備を行うように連絡を始める	◎	○	◎			16-1-1 町会で対応する要支援者に避難準備の連絡を行う	会長	役員	民生児童委員	
							16-1-2 町会で対応が困難な要支援者に避難準備の連絡を行う		区役所		
	16-2 洪水時の避難所・避難場所を確保し、住民に連絡する	△	◎				16-2-1 避難所・避難場所について改めて住民に周知する(掲示板等)	会長	役員		住民
							16-2-2 協定を結んだ緊急時避難施設に対して、協定通り緊急時には避難する旨の連絡を行う	会長	役員		
17 避難所の開設準備	17-1 避難所をいつでも開設できるように準備する	△	△	○	◎		17-1-1 避難所の設置準備を行う		区役所	避難所運営協議会	
							17-1-2 防災用品を水に濡れない所へ移動する		区役所	避難所運営協議会	
							17-1-3 指定避難所の準備が完了したらメールやHP、防災無線等を使い広報する		区役所		住民
							17-1-4 指定避難所の準備が完了したことを町会に伝達する		区役所		住民

行動項目	行動細目	役割分担 (◎主体、○行動支援、△対象)					行動手順（長門南部町会）	詳細な役割分担（長門南部町会）			
		住民	自治会 町会	地域 支援者	区役所	防災 機関		主体 (指揮者)	主体 (担当者)	支援者	対象者
ST4 洪水発生12時間～6時間前 高齢者等の避難											
18 防災・災害情報の発表と収集	18-1 河川水位の危険性を示すために洪水予報を発表する	△	△		◎	◎	18-1-1 (水位に基づいて)氾濫警戒情報を発表する		河川事務所		会長・役員・住民
							18-1-2 区HP・SNSや川の防災情報・報道等で住民に向けて周知する		区役所、河川事務所、気象台		住民・会長・役員
		△	△		◎	◎	18-2-1 「避難準備・高齢者等避難開始」を発表し、安心電話・防災無線・報道・HP・メールを活用して情報を伝える		区役所		
19 区と町会・自治会での情報共有	18-2 台風・気象・水位等の防災情報を収集する	○					18-2-2 外出抑制の広報を行う		区役所・警察・消防		
							18-3-1 ST3で挙げられている情報を収集する		役員		
20 避難所の設置	20-1 避難所を開設する	△	○		◎		19-1-1 区が行っている防災対応と、この先の予定等を伝える		区役所		
							19-1-2 町会が行っている防災対応と、この先の予定等を伝える	会長	役員		
21 要支援者に対する避難支援の実施	21-1 要支援者へ避難の呼びかけを実施する	△	◎	○	◎		20-1-1 避難所開設		区役所		
							20-1-2 避難所の開設を住民に広報する		区役所	会長・役員	住民
							21-1-1 町会で対応する要支援者に避難実施の連絡を行う	会長	役員	民生児童委員	要支援者
22 避難者情報の集約	21-2 要支援者の避難状況を確認する	○	○	○	○		21-1-2 町会で対応が困難な要支援者に避難実施の連絡を行う		区役所		
							21-1-3 要配慮者及び利用施設へ情報を提供する		区役所		
							21-2-1 役員は分担して町内を巡回する	会長	役員	消防団	
23 防災・災害情報の区民への周知	22-1 避難所内の状況集約	○	○	◎			21-2-2 要介護者の名簿に基づき避難所へ避難したかを確認する	会長	役員	区役所・民生児童委員	
							22-1-1 避難所の状況確認		区民事務所・区役所	避難所運営協議会	
							22-1-2 避難者の名簿を作成する		区民事務所・区役所	避難所運営協議会	
24 住民全員の避難開始	22-1-3 避難者の人数・健康状態・食事の有無等を確認し、区役所に連絡する							区民事務所・区役所	避難所運営協議会	区役所	
ST5 洪水発生6時間～1時間前 避難の実施～緊急避難・撤退											
23 防災・災害情報の区民への周知	23-1 河川水位の危険性を示すために洪水予報を発表する	△	△		◎		23-1-1 水位に基づいて氾濫についての情報を発表する		河川事務所		会長・役員・住民
							23-2-1 様々な手段で周知する		区役所		会長・役員・住民
24 住民全員の避難開始	23-2 「避難勧告」を発表する	△	△		◎	◎	23-2-2 防災無線・HP・バトル等で避難の呼びかけを行う		区役所・警察・消防		会長・役員・住民
25 避難・被災状況の把握	24-1 住民に避難の呼びかけを実施する	△	○				24-1-1 住民に避難実施の連絡を行う	会長	役員		住民
							24-2-1 急いで避難するよう周囲に声掛けをする		住民		住民
							24-2-2 避難を実施する		住民		
26 被害拡大を防止するための措置	25-1 町会・自治会の避難状況を確認する	○			△		25-1-1 避難完了を確認・報告する	会長	役員		
							25-1-2 町会の避難状況の再確認	会長	役員		
							25-1-3 結果を区役所に伝える	会長	役員		区役所
26 被害拡大を防止するための措置	25-2 町会・自治会の被災状況を確認する	○	△		◎		25-2-1 停電等、ライフラインや施設・家屋等の被害が判明した場合は区役所に伝える		役員		区役所
26 被害拡大を防止するための措置	26-1 交通機関の活動を停止する				◎	◎	26-1-1 道路を封鎖する		区役所・警察		
							26-1-2 公共交通機関をストップする		バス・鉄道		
							26-1-3 駅滞留者の対策を取る		区役所・バス・鉄道・警察署		

行動項目		行動細目		役割分担 (◎主体、○行動支援、△対象)					行動手順（長門南部町会）		詳細な役割分担（長門南部町会）			
				住民	自治会 町会	地域 支援者	区役所	防災 機関			主体 (指揮者)	主体 (担当者)	支援者	対象者
ST6 洪水発生後 救助支援														
27	災害状況の区民への周知	27-1	発災後の情報提供を行う	△	△		◎	◎	27-1-1	発災後に記者会見を行い、情報を提供する		区役所、河川事務所、気象台、東京都		会長・役員・住民
28	避難者の状況確認	28-1	迷げ遅れ・避難所の状況を確認し、行政と共有する	○	◎	○			28-1-1	避難していない人の確認	会長	役員	民生児童委員	
									28-1-2	避難所に集合した町内の人数・確認	会長	役員	住民	
									28-1-3	病人の有無確認・対応	会長	役員	民生児童委員	会長
									28-1-4	確認後、区役所に伝達		会長・役員		区役所
29	地域の避難状況の共有	29-1	区内避難状況を報告する(避難もれ者等)		◎		△	△	29-1-1	避難もれ者の自治体等への要請		会長・役員		区役所
									29-1-2	自治体へ避難状況を報告する		会長・役員		区役所
									29-1-3	避難所情報を区・警察へ報告		会長・役員		区役所・警察署
30	水防・応急活動実施	30-1	水防活動(交通・救助・止水)を実施する			◎	◎	◎	30-1-1	部隊活動の開始・増員		区役所、消防署、自衛隊		
		30-2	消毒を実施する		◎		◎	◎	30-1-2	可能な限り水防活動を維持する		区役所、消防署、自衛隊		
									30-2-1	破堤後の消毒手配・実施		区役所、東京都		
									30-2-2	破堤後の消毒実施	会長	環境部		

3.4 地区の課題と対応策

本計画の作成にあたっては、これまで町会内等での議論を行ってきた意見や課題を踏まえ、18地区コミュニティ・タイムラインのSTO（ステップO）[日頃からの災害への備え]の行動項目・行動細目をもとに、分類・整理しました。また、対応の方向性も示しました。

■地区の課題（意見を含む）と対応方針・対応案

行動項目	行動細目	意見・課題	対応方針・対応案
町会・自治会の防災体制構築	台風・大規模洪水に備えるために必要な災害や防災情報についての知識を得る	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区では、これまでも第18地区コミュニティ・タイムラインなど、町会・自治会として勉強会、検討会を積み重ねてきた。 ・住民一人ひとりにどのように周知していくかが課題。 ・自分のいる地域の危険性がわからないと考えている人が多い。（あてはまる、ややあてはまる、の計71%） ・災害が発生した場合のことを考え、水や食料を確保している人は少ない。（水や食料を確保している、との回答10%）[アンケート] 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画を活用し、住民一人ひとりに、台風・大規模洪水に備えるために必要な災害や防災情報についての知識を周知する。 ・災害や防災情報についての勉強会を開催する。 ・勉強会に参加し、防災情報を学ぶ。
	地域コミュニティを基本に考える	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時の避難行動には、常日頃からのご近所づきあい、地域コミュニティの維持が土台になる。 	
	どのような防災情報を使ってコミュニティ・タイムラインの立ち上げや避難の呼びかけを行うか決める	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・タイムラインの運用や避難の呼びかけを行うためには、住民の防災意識の向上が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動の基準を検討する。 ・行動の基準を住民に掲示板・回覧板・町会活動の中で伝える。 ・「あだち安心電話」に登録し災害時に備える。
	避難の呼びかけや避難者の確認方法を決める	<ul style="list-style-type: none"> ・地震に対しては、一時集合場所、避難所が決まっていっているのに、水害についてはどこに逃げればいいのかわからない。 ・「〇〇が決壊した場合、〇 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に何を伝えるかを決定する。 ・避難の呼びかけを行う対象・連絡方法を協議して決める。 ・避難者の確認を行う方

行動項目	行動細目	意見・課題	対応方針・対応案
		<p>○小学校に避難」など、具体的に示すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難するタイミングがわからないと考えている人が多い。(あてはまる、ややあてはまる、の計76%) [アンケート] ・オーナーが自治会に入っているれば話がしやすいが、今のは自治会に入らない。 ・民間企業の協力も必要。企業が自治会に参加するなどの協力体制が必要。 	法・体制を検討し、決定する。
	避難の呼びかけや確認に使用する連絡網を整備する	<ul style="list-style-type: none"> 台風等が接近し風雨が強まっている中、連絡が円滑にいくか不明確。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の呼びかけや避難者の確認方法を掲示・回覧板等で周知していく。 ・住民に連絡先の提供等の協力を求める。
	コミュニティ・タイムラインの見直し・改善を行う	<ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画は、コミュニティ・タイムラインがあることを前提として、組み立てるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・タイムラインの行動手順や役割分担について検証し改善する。 ・決定した体制を掲示板・回覧板・活動を通じて住民に周知する。
	広域避難	<ul style="list-style-type: none"> 足立区をはじめとして人口が多い地域であり、広域避難と言ってもどのような手段で、どこに避難するか。簡単に逃げられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常日頃から、家族での話し合い、避難先の想定、避難行動などを考えてみることからはじめる。
避難所の整備	指定避難所の整備を広報する	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所が中川東小、中川北小、六木小などでは遠すぎる。 ・夜間では、距離が遠くて、とても避難できるものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、緊急避難建物など避難の考え方を今後整理していく。 ・指定避難所の選定と整備を行う。 ・避難可能な人数と環境を広報する。 ・浸水の恐れが少ない備蓄場所を確保する。
	指定避難所以外で緊急時に利用する避難場所を	<ul style="list-style-type: none"> ・高い建物があっても避難には使えない。オートロックがあって通路にも入 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に避難させてほしい建物の候補を選定する。

行動項目	行動細目	意見・課題	対応方針・対応案
	作る	<p>れない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築マンションなどの建築計画・確認申請の段階から地元住民と開発業者との避難体制についての協議が必要。 アリオ（大規模店舗）の屋上駐車場にも避難できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の候補を区に伝え、利用協定を結べるように仲介を依頼する。 建物の管理者と協議を行い、利用協定を策定する。 緊急時の避難場所として利用できる建物を掲示・回覧板等で案内を行う。
	緊急避難建物	<ul style="list-style-type: none"> 本地区は中高層の建物が多く、小学校だけでなく、民間の集合住宅も含め緊急避難建物として活用していく方向も重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、検討する。
要支援者の支援の体制の構築	町会内の要支援者を把握する	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者については、家族・地域・行政が連携して避難支援を考えていくべきとする意見が約50%を超えていた。[アンケート] 要支援者について、町会で管理するのは限界がある。「絆」の取組みもどう関係しているのかわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者名簿・避難支援プランを更新・作成する。 町会内の支援が必要な高齢者等を把握する。 町会内の要支援者について情報共有する。
	支援担当者を決める	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者については、約20%の人が町会・自治会が支援時の役割を考えてほしいとしている。[アンケート] 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者の支援方法・支援担当者を決める。 町会での対応が困難な要支援者は、区に支援を依頼する。
危険個所の排除	災害時に被害を引き起こしそうな物の整備・修理を行う	<ul style="list-style-type: none"> 排水溝の掃除、危険個所の補修等が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水溝の掃除 危険個所の補修をする。 町会・住民での対応が困難な箇所は、区に依頼する。
情報の収集	的確な情報を入手する	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動を円滑安全にするには、行政からの情報提供が極めて重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政には情報の空振りを恐れず情報発信を求め、区民は情報の空振りを許容する意識を醸成する。

注) 意見・課題欄の[アンケート]とは、水害対策委員会に係る水防災意識調査(平成29年8月)より引用。

4. 町会における平時の備え

4.1 事前対策リスト

災害時の備えを事前にチェックできるよう、自助と共助に分けて事前対策をチェックリストにしました。

■事前対策リスト(自助)

備蓄リスト	□ 足立区の洪水ハザードマップを目の届くところに置く
	□ 自分の地域の水害リスク(浸水深、継続時間等)及び自分や家族の避難行動(先)を確認する。
	□ 台風発生時以降の情報収集の方法を確認する
	□ 排水溝や雨どいの点検・清掃を行う
	□ 浸水防止策として、土のうを用意する
避難・救護	□ 安否確認用ステッカー
	□ ホイッスル(閉じ込め時に音を発するため)
	□ 災害伝言用ダイヤルなど家族の連絡方法の確認
	□ 応急医薬品(絆創膏、消毒薬、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬、持病のある人は常備薬など)
水や食料	□ 飲料水は1人1日3リットルを最低3日分、7日分を推奨
	□ 水用携行タンク(飲料水の配給時に必要)
	□ 食糧(レトルト、缶詰、インスタント食品、栄養補助食品、チョコレート等の菓子、最低3日分、7日分を推奨)
	□ 生活用水(飲料しない水)は、フロの汲み置き、やかんやポットに水を入れておく
	□ 粉ミルク、離乳食(乳幼児がいる場合)、アレルギー対応食品
	□ ガスカセットコンロ、予備のガスピンベ
	□ ラップ(食器にかぶせて使えば洗わなくてよい)
	□ 紙皿、紙コップ、割り箸も
	□ 現金、クレジットカード
	□ マイナンバーカード、年金手帳
持非常用	□ 貯金通帳、キャッシュカード
	□ 免許証、保険証、お薬手帳
	□ 軍手、歩きやすい靴
	□ ヘルメット、防災頭巾
避難生活用品	□ 生理用品
	□ 折りたたみ傘、レインコート
	□ 簡易トイレ(便袋)
	□ ガムテープ
	□ トイレットペーパー(余分に備蓄)
	□ ドライシャンプー
	□ ティッシュ(余分に備蓄)
	□ 使い捨てカイロ
	□ 懐中電灯、ランタン、マッチ、ライター
	□ マスク
	□ ラジオ
	□ 衣類
便利なもの	□ 電池(余分に備蓄)
	□ 生理用品
	□ 毛布
	□ 紙おむつ
	□ 虫よけ用品
	□ 雨具
	□ ビニールシート(敷物、雨よけ)
ペット用品	□ 新聞紙(防寒、燃料)
	□ 貴重品リスト
	□ リュック(物資の持ち運び用)
その他	□ 情報収集先リスト(自治体ホームページ等)
	□ 防災マップ
	□ ソーラーまたは手動充電器(携帯、電池用)
	□ 防災カード(住所、氏名、連絡先、既往症、通院先、薬アレルギー等)
備蓄リスト	□ 家庭用発電機
	□ 蓄電池
	□ 工具類
備蓄リスト	□ 公衆電話用10円硬貨
	□ ペットフード、水、食器
備蓄リスト	□ 排便処理用品
	□ リード
備蓄リスト	□ ペット名札、手帳
	□ ペット用尿器

■事前対策リスト(共助)

地域の共通課題である「避難対策」に絞って、基本的な事項をチェックリストにしました。

避難対策に必要な項目	チェックリスト	備考
避難場所と避難所	<input type="checkbox"/> 避難所を確認しておく <input type="checkbox"/> 緊急避難建物を確認しておく <input type="checkbox"/> 広域避難の方向（高台など）を確認しておく	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等の情報に基づき避難。水害が小規模と想定される場合は、自宅待避。
避難経路	<input type="checkbox"/> 避難場所と避難所に行く経路を決めておく	経路は通れなくなった場合を考慮して複数設定
避難に向けた情報収集	<input type="checkbox"/> 避難経路や避難先を決めるために必要な情報の収集方法を決めておく	一目で町内の被害状況を把握できるマンションに登る、など
	<input type="checkbox"/> テレビ（ワンセグ）や携帯ラジオなどで災害情報が得られますか	
避難先と避難経路を選択して避難開始	<input type="checkbox"/> 避難先までの経路を歩いて危険箇所をチェックしておく	班長など、先導者が誘導
声をかけながら避難	<input type="checkbox"/> 声掛けに便利なものを用意しておく <input type="checkbox"/> 担当者を決めて持ち出せるようにしておく	拡声器、メガホン、要配慮者の名簿やマップなど
要配慮者への手助け・支援の要請	<input type="checkbox"/> 要配慮者の手助け方法や支援要請先を調べておく	警察、消防団などへ連絡 民生・児童委員との連携
避難先で町会単位で安否の確認	<input type="checkbox"/> 避難先では、町会単位で集合し、安否確認することを決めておく	避難先で班長が集まって町会全体の安否を確認 避難していない在宅避難者もできるだけ把握
行方不明者の救助・救援の要請	<input type="checkbox"/> 救助・救援の要請先を調べておく	区、消防団、警察などへ連絡
応急対応一段落後※、町会の災害対策本部を設置	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の組織と役割分担を決めておく	救命救助、緊急避難等の応急対応が優先
避難所の運営	<input type="checkbox"/> 避難所運営体制を決めておく	町会を超える場合もあり
帰宅困難者への対応	<input type="checkbox"/> 帰宅困難者の一時滞在施設を把握しておく	帰宅困難者には一時滞在施設の開設場所を伝える

※町会の災害対策本部の設置は応急対応一段落後を想定しましたが、災害の状況に応じて臨機応変に対処してください。

4.2 体制づくり

1) 町会における水害が予想される場合の対応

水害が予想される場合には、町会として次の対応を想定しています。

【水害が予想される場合の対応】※想定事項

区分	町会として想定される事項
第18地区コミュニティ・タイムラインの運用	・第18地区コミュニティ・タイムラインを運用し、避難等の情報発信 伝達、集約等
情報の受信・発信	①ラジオ、テレビ、区役所、国土交通省・気象庁、消防署からの連絡等の正しい情報の集約
	②上記の情報を町会員へ発信・伝達
行政等関係機関との連絡・要請	・必要に応じて、消防署、警察署、区役所などとの連絡・調整、救助要請等
避難誘導の協力	・上記で得られる情報を、住民と共有し、住民の避難誘導の情報提供

2) 災害時における情報の入手方法

災害時における情報の入手方法としては、テレビ、ラジオ、インターネットの気象情報のほか、足立区において次の方法を提供しています。ぜひ、活用してください。

○スマートフォン用防災アプリ「足立区防災ナビ」

○Aメール（足立区メール配信サービス）

○あだち安心電話

※詳細は、巻末の資料編 資料4～6を参照ください。

3) 平常時における備え

(1) 集会等

町会の通常の集会等を利用して定期的に防災の打合せや準備を実施し、防災への取組みに努めます。

【今までの活動】

防災活動、地区防災計画策定に伴うワークショップの開催概要

平成29年8月27日	第10回水害対策委員会 水害から命を守るコミュニティ・タイムライン策定部会 第5回検討会 ※これまで継続実施
平成29年11月21日	地区防災計画 第1回ワークショップ
平成30年1月30日	地区防災計画 第2回ワークショップ

(3) 資機材・備蓄品等の備え

計画的（例えば、毎年度の補助金の利用など）に資機材・備蓄品の整備・購入等を検討します。

(4) 防災訓練の実施

年度計画に町内の防災訓練を組み込み、防災訓練の実施を検討します。防災訓練は、町会員が多く参加する形の避難訓練等を検討します。

また、既存のイベント等を絡めるなど負担の少ない方法等を検討します。

【今までの活動】

防災活動	避難所運営訓練
	長門小学校の垂直避難訓練（平成29年度）

3) 年間スケジュール

年度当初に、毎年度のスケジュールを立案し、町会員等に周知することを検討します。